

大阪府次世代育成支援行動計画

こども・未来フラン後期計画（案）

～おおさかが支える 子どものキラリ～

【具体的取組編】

平成22(2010)年1月
大阪府

基本方向Ⅰ	安心して、喜びをもって子どもを生み、育てができる社会づくり
子どもの将来像	愛情に包まれた子ども
子育て目標	安心して出産

■母子の健康増進

【母子保健・母子医療の充実】

事業名	事業内容
総合周産期母子医療センター運営補助事業	府内の周産期医療体制の充実を図るために、ハイリスク妊産婦及びハイリスク新生児に対し、高度な医療を提供する総合周産期母子医療センターの運営に対し補助を行います。
母子医療体制整備促進事業	妊娠・出産等における安全・安心の確保を図るために、医師の不足等に対応するための医療資源の集約化・重点化等、大阪府における母子保健医療の体制整備を促進します。
周産期緊急医療体制整備事業	総合周産期母子医療センターを中心とする母体・胎児から新生児まで一貫した高度な周産期医療を提供できる体制の整備・運営を行います。
母子医療施設整備事業	周産期緊急医療体制整備事業に参加することを条件に、新生児集中治療管理室及び母胎胎児集中治療管理室の増床を図る医療機関に対し施設・設備整備費補助を行います。
周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業	母体や胎児が危険な状態にある妊婦を集中治療施設を有する専門医療機関に緊急搬送する際に、速やかに適切な医療が受けられる医療機関に搬送するため、コーディネーター業務をおこなう専任医師を、総合周産期母子医療センターに配置します。
周産期医療体制確保・充実モデル事業	地方独立行政法人大阪府立病院機構において周産期医療に必要な医師を確保し、地域で必要とする主要な病院に派遣することにより、安定的な周産期医療体制を確保すると同時に、総合周産期母子医療センターが担うOGCS及びNMCsのコーディネーション機能強化による円滑な緊急搬送体制を確保します。
未受診や飛び込みによる出産等事業	未受診や飛び込みによる出産等をするいわゆるハイリスク妊婦について、その未然防止や出産前後の保健医療等における支援体制の構築等の対策を講じます。
産婦人科一次救急医療ネットワーク整備事業	「かかりつけ医のいない未受診妊産婦」等夜間・休日における産婦人科の救急搬送について、大阪府内を3つの地域に分け、当番制により受入病院を確保することにより、一次的に対応する体制を整備します。
不妊総合対策事業	不妊に関する相談や情報提供を行い、不妊に悩む人々の身体的・精神的負担の軽減と支援を図ります。
先天性代謝異常等検査事業	先天性代謝異常症等を早期に発見し、適切な治療を行うため、新生児を対象としたマス・スクリーニング検査事業を実施します。

【医療費負担の軽減】

妊婦検診の拡充 (妊婦健康診査支援基金事業)	市町村が実施する妊婦健康診査の公費負担の拡充を促進するため、市町村に対して、妊婦健康診査支援基金を活用した助成を行います。
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

■生活環境の整備

【妊婦・親子連れ等に配慮したまちづくりの推進】

福祉のまちづくりの推進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、すべての人が安心してまちに出かけ、容易に都市施設を利用できるよう、福祉のまちづくりを推進します。また、子育て支援のための福祉整備（授乳場所、乳幼児用いす・ベッド等）についても、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基準を定め、子どもや妊婦等にやさしいまちづくりを推進します。
(仮称) 新ハートフル事業	府営公園をより妊産婦、親子連れ、障がい者や高齢者等が安心して散策できるよう、見所をつなぐルートを設定した上で、段差の解消等バリアフリー化のための改修を実施します。

■子育てしやすい職場環境づくり

【働き方を見直す意識啓発と労働環境の整備】

労働時間短縮の促進	労働者のゆとりある生活への実現に向け、普及啓発を行うことにより、労働時間短縮の促進を図ります。
男女とも働きやすい職場環境づくり	「仕事と家庭の両立支援」など、男性も女性もいきいきと働くことのできる職場環境づくりを進める意欲のある事業者を「男女いきいき・元気宣言」事業者として登録し、事業者の取組を応援します。
仕事と子育ての両立の推進	仕事と子育ての両立を推進するため、企業等に対し、啓発を行います。
育児・介護休業取得者への情報提供	企業における育児・介護休業取得者の体験談等の事例をホームページを通じ紹介するなど、労働者の休業取得に対する不安の払拭に努めます。また、休業中の従業員に対する企業内の情報提供のシステムや在宅就労等、休業中の労働者を支援する施策等の情報をホームページ等を通じ、企業へ提供します。
病院内保育所運営費補助事業	就業看護職員をはじめとする医療従事者の確保及び定着を図るため、病院内保育施設の運営費に対して助成します。

基本方向Ⅰ	安心して、喜びをもって子どもを生み、育てができる社会づくり
子どもの将来像	愛情に包まれた子ども
子育て目標	いきいき子育て

■地域における子育て支援

【子育てを支える気運醸成の取組促進】

事 業 名	事 業 内 容
広域連携・官民協働による子育て応援事業（まいど子でもカード）	企業等の協賛を得て、子育て世帯がシンボルマークのついた携帯電話画面や会員証（カード）などを店舗で掲示することで、割引・特典などのサービスを提供することにより、子育て世帯を社会全体で応援する気運を醸成を図ります。

【地域子育て支援】

地域福祉・子育て支援交付金	地域福祉分野や子育て支援分野において、市町村が地域の実情に沿ったサービスを展開できるよう、交付金を交付し、市町村の取組を支援します。
一時預かり事業	近年の女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育等の需要に対応し、保育所等において、断続的あるいは一時に家庭における保育に欠ける児童の受け入れの事業を行う市町村に対して助成します。
子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	保護者の疾病、出産、恒常的な残業等の理由で一時に児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等において、一定の期間、養育・保護する事業を推進します。
子育て環境整備事業助成	預かり保育推進・預かり保育延長推進事業 私立幼稚園における4時間の教育時間に統けて保護者の希望により実施する保育事業を推進するために私立幼稚園に対して補助します。 キンダーカウンセラーサー事業 私立幼稚園において子育て支援事業を推進するために私立幼稚園に対して補助します。
保育所体験特別事業	普段認可保育所を利用していない親子や適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、定期的な保育所体験や保育所入所児童との交流及びベテラン保育士や医師等からのアドバイスを通じて親子の育ちを支援します。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供などの援助を行います。
ファミリー・サポート・センター事業	市町村に対し、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる「ファミリー・サポート・センター」の設立を働きかけます。
主任児童委員、民生委員・児童委員の育成活用	地域の身近な相談役として、主任児童委員、民生委員・児童委員への各種研修を実施するとともに、各々の活動の促進を図ります。
養育支援訪問事業	「一人ひとりを大切にする」13ページを参照
見守りネットワークの構築	子育て家庭の見守りネットワークの構築について市町村に働きかけます。
福祉サービス第三者評価事業の推進	事業者が公正かつ専門的な第三者による評価を受けることができるよう、第三者評価事業の推進体制を整備するとともに、府民に対して、第三者評価事業の普及・啓発等を図ります。
地域力再生支援事業	小学校に学校支援ボランティアの交流・活動拠点を整備するとともに、この活動拠点を活用し、小学校区単位で防犯、防災、高齢者等の見守りなど、住民主体の取組が本格的に広がっていくよう支援します。
今日的な課題に対応した教育の推進	小学校等の運動場の芝生化の推進 小学校等の運動場の芝生化の推進 環境教育、情操教育、緑化推進などを図るため、関係部局、市町村や学校支援地域本部など地域団体と連携して、地域住民、NPO、学校等が一体となって行う運動場の芝生化を推進します。
公立小学校の運動場の芝生化の推進	地域住民や学校等が一体となって行う公立小学校の運動場の芝生化を支援します。地域力再生のきっかけとなるほか、環境教育や緑化推進にも資するもので、関係部局、市町村や学校支援地域本部などと連携して推進します。
みどりづくり推進事業（校庭の芝生化分）	地域住民、NPO、学校等が一体となって行う運動場や園庭等の芝生化を支援します。環境教育や緑化推進にも資するもので、関係部局、市町村と連携して推進します。

教育コミュニティづくりの主体的な推進	学校を支援する取組の推進	地域の教育力の活性化を図るために、地域の大人が子どもとふれあう「ナナメの関係（親でも教師でもない第三者と子どもとの新しい関係）」などを活かし、学校支援地域本部など、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進します。 また、取組を定着・充実させるため、学校における地域人材の活動場面の増加や居場所づくりを進めるとともに、関係部局が一体となって、家庭や地域での積極的な取組を促進します。
教育コミュニティづくりの主体的な推進	子どもたちの生活リズムの確立に向けた取組の推進	落ち着いた学習環境の醸成をめざし、小学校段階での基本的生活習慣の確立を図り、学習活動への意欲・姿勢をはぐくむため、学校が家庭・地域と連携して、朝食摂取率の改善及びいさつ、朝の読書活動（3つの朝運動）を推進し、子どもたちの生活リズムの確立に向けた取組を推進します。 また、地域の大人が、通学合宿を実施することにより、「ナナメの関係」を通じて子どもたちに生活の知恵を伝えるとともに、子どもの生活リズムを向上させる取組を学校や関係機関と連携しながら推進します。
教育コミュニティづくりの主体的な推進	地域活動におけるPDCAサイクルのC(評価)、A(改善)の定着・促進	市町村・地域において、それぞれの地域の課題に応じた取組が、主体的に展開できるよう、「活動のふり返りシート」を提示するなどにより、地域活動におけるPDCAサイクルのC(評価)、A(改善)の取組の定着を促進します。
教育コミュニティづくりの主体的な推進	地域活動に関わる人・団体等の「つなぎ役」の育成を促進	各地域における主体的な教育コミュニティづくりを一層促進するため、市町村が主体となった、地域活動の核となる新しい人材（つなぎ役）の育成を促進します。
教育コミュニティづくりの主体的な推進	多様な活動団体（NPO・企業等）との連携を促進	多様な活動団体（NPO・企業等）との連携を促進するため、連携活動の成功事例等を集約し、他地域の参考にできるよう提供します。
教育コミュニティづくりの主体的な推進	大阪「こころの再生」パートナー協定制度の推進	「こころの再生」府民運動の一環として、子どもたちの学校・地域での様々な活動や地域の見守り活動などに地域住民の一員として積極的に参加・支援する企業や団体と府教育委員会が協定を結ぶことで、社会全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進します。
保護者のエンパワメントと家庭教育を支える地域ネットワークの構築	多様な家庭教育（子育て）支援の一体的な取組の推進	(1) 関係部局や市町村との協働により家庭教育に関する学習機会を拡充し、家庭における保護者の役割を的確に果たしてもらうとともに、引き続き保護者のエンパワメントに取り組むことで家庭の教育力の向上を図ります。 (2) これから親となる子どもたちに対して、学校の授業等を活用し親学習を開発します。 (3) 市町村が、学習機会や他者との交流にも参加しない、参加しにくい保護者に対して、自治会組織等との連携など身近な地域・住民とつながりを持つ機会を拡充できるよう、効果的な事例の情報提供を行います。 (4) 交流・学習の機会や相談機関等の多様な家庭教育（子育て）支援の情報を集約し、より多くの人に届くようホームページ等を活用して、効果的な発信を行います。
生きる力をはぐくむ体験活動や読書活動の推進	放課後等の子どもたちの体験活動や学習活動等の場づくり	「一人ひとりを大切にする」12ページを参照

【保育施策の推進】

安心こども基金事業	「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てができるよう体制整備を行うため、子育て支援対策臨時特例交付金を活用して、安心こども基金を設置し事業実施を行います。
保育所整備事業	待機児童解消を目的とした創設、増築を始め、耐震化等の安全確保を行う整備計画に対し、安心こども基金等を活用して整備を促進します。 また、必要に応じて認可外保育施設の認可化又は分園等の設置を支援します。
保育所分園推進事業	保育所分園の設置を推進するために必要な設備の整備等に係る経費や運営に係る特別な経費を助成します。

認可外保育の認可化促進事業	良質な認可外保育施設の認可化を支援し、保育サービスの供給増を図るため、認可施設に移行するために必要な経費を市町村に対して助成します。
保育サービス施設等設置促進事業	利便性の高い駅前やバスターミナル等に保育所を整備する費用を市町村に対して助成します。
特定保育事業	保育所等において、毎日の保育所利用までには至らないが、定期的（週2,3日）に保育を要する児童の保育ニーズに対応するための保育事業を実施する市町村に対して助成します。
延長保育促進事業	保育所が通常の開所時間を超えて保育を行う延長保育を推進します。
夜間保育事業	夜間保育を行っている保育所の運営に係る経費を助成します。
休日保育事業	就労形態の多様化に鑑み、日曜・祝祭日等の休日の保育需要に対応するため、保育所において、休日に保育を行う市町村に対して助成します。
病児・病後児保育事業	病気の回復期に至っていない、又は病気回復期であり、集団保育困難な児童や、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童を、保育所、病院等に附設された専用スペースで一時的に預かる体制を確保するために必要な経費を助成します。
市町村児童保護費負担金	市町村が民間保育所に入所契約した者等の処遇及び最低基準の維持に要する経費の一部を負担することにより、入所者の処遇の向上を図ります。
大阪府介護・福祉・子育てサービス情報提供システム（大阪eケアねっと）運営事業	平成16年度に稼動した「大阪eケアねっと」を活用し、保育所等、児童福祉関係施設や幼稚園に関する情報を提供します。
認可外保育施設の指導監督強化事業	認可外保育施設の適切な運営を確保するため、立入調査、施設設置者等に対する研修を実施します。
放課後児童健全育成事業	夙間保護者のいない家庭の小学生児童（主として低学年）の健全育成を図るために、放課後児童クラブの運営費を補助します。
子育て支援のための拠点施設整備	地域における子育て支援を推進するため、放課後児童クラブの整備を促進し、子育て環境の充実を図ります。
放課後児童クラブ指導員資質向上費	放課後児童クラブ指導員の資質向上を図るため、研修事業を実施します。
保育所障がい児受入促進事業	既存の保育所、分園において、障がい児受入のために必要な改修を行う市町村に対して助成します。
就学前人権教育研修、保育所障がい児保育担当者研修会の実施	保育所等の児童福祉施設職員等に対し、資質の向上を図るために人権教育や障がい児保育に関する研修を実施し、施設等における児童等に対する適切な処遇の確保を図る。

【幼児教育の推進】

就学前教育の充実	「がんばりを応援」21ページを参照
就学前人権教育研修・幼稚園教育理解推進事業・幼児教育フォーラム等	各集会、研修会を通じ保育に携わる職員（保育士等）の資質の向上と、人権が尊重された保育・就学前教育を目指します。
施設職員現任訓練事業費	児童福祉施設職員の資質の向上を図るために、専門的研修や人権研修を行います。
認定こども園普及促進	就学前児童の保育・教育の一体的な実施と地域における子育て支援機能を併せ持つ認定こども園の普及を促進します。

■母子の健康増進

【医療費負担の軽減】

福祉医療費助成	実施主体である市町村が乳幼児等の健康保持と家庭の精神的・経済的な負担の軽減のために行う医療費（乳幼児・ひとり親家庭・障がい児）・入院時食事療養費助成事業に対して、補助金を交付します。
母子医療給付事業（小慢・育成・療育・養育）	「一人ひとりを大切にする」13ページを参照

【母子保健・医療体制の整備】

小児救急電話相談事業	小児科医の支援体制のもと、看護師が電話相談により、保護者への助言等を実施します。
小児救急広域連携促進事業	複数の市町村が小児初期救急医療に関する広域的な体制を整備する場合に財政支援を行います。
保健所機能強化事業 専門的相談・支援サービスの充実	
未熟児保健推進事業	
障がい、難病児の療育システム推進事業費	「一人ひとりを大切にする」13ページを参照
在宅医療児等支援体制整備事業	
長期入院児退院促進等支援事業	
食育推進プロジェクト事業	保育所・幼稚園・学校・家庭への食育及び生活習慣病予防を推進します。
食育推進事業	食育推進ボランティアとの連携・協力により地域や学校における食育の推進を図ります。
学校における栄養教諭による食育の推進	
学校における学校給食等の充実	「がんばりを応援」24ページを参照
大阪府中央卸売市場食育推進事業	府内食品流通基地の拠点である中央卸売市場において「食育塾」を開催します。
幼児期からの生活習慣確立支援（生活リズム向上キッズ大作戦！事業）	子どもの家庭での生活状況を親子で一緒に確認するチャレンジカードや、生活習慣の重要性を理解するためのリーフレットにより幼児期からの生活習慣の定着を図とともに、保育士等による生活習慣向上のための保護者支援に資する支援マニュアルの作成や講習会を実施する。

■生活環境の整備

【安全・安心なまちづくりの推進】

地域安全センターの設置促進	「一人ひとりを大切にする」10ページを参照
青色防犯パトロールの実施	
子どもの安全見まもり隊	
こども110番運動	
安まちメール等を活用した子ども安全対策の推進	
子どもに対する犯罪の未然防止対策	
まちぐるみによる子ども安全対策の推進	「一人ひとりを大切にする」11ページを参照
子どもを犯罪から守るモデル地区活動	
学校の安全対策の推進	市町村や学校の実情に応じた効果的な学校安全対策の構築
学校の安全対策の推進	通学路における安全対策の充実

歩道の整備	「一人ひとりを大切にする」11ページを参照
交差点の改良	
建築物に附属する特定の設備等の安全確保	
公園照明設備整備事業	
住宅耐震化緊急促進事業	
建築物における防犯対策	「一人ひとりを大切にする」12ページを参照

【子育てしやすい住宅の提供】

府営住宅の「新婚・子育て世帯向け募集」の実施	子育て世帯の居住の安定を支援するため、新婚・子育て世帯向け募集を実施するとともに、新婚・子育て世帯を対象に期限付き入居住宅の募集を実施します。
府営住宅の「親子近居向け募集」の実施	子育て世帯を支援するため、子育て世帯が親世帯と近接して居住する親子近居向け募集を実施します。
府営住宅の「福祉世帯向け募集」枠による優先入居の実施	母子世帯の居住の安定を図り、自立を支援するため、「福祉世帯向け募集」（優先入居）の対象世帯として、母子世帯を位置づけ、優先入居を実施します。
府営住宅の「福祉世帯向け募集」（母子世帯）の実施	DV被害により事実上婚姻関係が破綻している母子世帯に準じる状況にある世帯を支援し、居住の安定を図るために、「福祉世帯向け募集」の対象世帯である母子世帯とみなし優先入居を実施します。
府営住宅の一時使用のための住戸の提供と生活用品の支援	自立を目指すDV被害者が1日も早く自立できるよう、DV被害者に対する府営住宅の一時使用のための住戸の提供と併せて生活用品面での支援を行います。
府営住宅建設に伴う社会福祉施設等の一体的整備	府営住宅の建替えにより生み出された用地において、保育所などの社会福祉施設等の併設等を市町村と連携して促進するとともに、若年世帯・ファミリー向け民間住宅等の多様な住宅供給を図ります。
良質な賃貸住宅の供給	新婚世帯や子育て世帯などが良質な住宅に居住できるよう、特定優良賃貸住宅ストックの有効活用を図ります。
大阪府新婚・子育て世帯向け家賃減額補助事業	大阪府特定優良賃貸住宅（政令市を除く）のストックを活用し、婚姻1年以内の新婚世帯及び同居者に小学生以下の子どもがいる世帯（新規入居者のみ）を対象として、所得に応じて家賃を減額する家主に対し、最長で6年間の補助金を交付します。
大阪あんしん賃貸支援事業の実施	子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）等の登録、ホームページ等を通じた情報提供を行います。

【妊婦・親子連れ等に配慮したまちづくりの推進】

福祉のまちづくりの推進	「安心して出産」1ページを参照
(仮称) 新ハートフル事業	

■子育てしやすい職場環境づくり

【働き方を見直す意識啓発と労働環境の整備】

労働時間短縮の促進	「安心して出産」2ページを参照
男女とも働きやすい職場環境づくり	
仕事と子育ての両立の推進	
育児・介護休業取得者への情報提供	
病院内保育所運営費補助事業	

【出産、子育てのための退職後の再就職の促進】

職業適性相談事業	再就職希望者を含む府民を対象に職業適性に関する相談を実施します。
求職者を対象とした職業能力開発（高等職業技術専門校）	府内の高等職業技術専門校（5校）において離職者を対象とした職業訓練を実施します。
離職者等再就職訓練（民間委託訓練）	民間教育訓練機関に委託して、離職者等を対象とした職業訓練を実施します。

基本方向Ⅱ	子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり
子どもの将来像	チャレンジする子ども
子育て目標	一人ひとりを大切にする

■教育環境の整備

【幼児教育の推進】

事 業 名	事 業 内 容
就学前教育の充実	「がんばりを応援」21ページを参照
幼稚園教育課程研究集会・就学前人権研修・幼小連携研修等	「いきいき子育て」5ページを参照
施設職員現任訓練事業費	
認定こども園普及促進	

【生徒指導上の課題への対応の充実】

小・中学校に対するチーム支援	子ども支援チームの活動の充実	いじめや自殺等、命に関わる事象に対する速やかな対応と事後指導の充実を図るために、いじめ対応プログラムを活用し、専門性の高い指導主事の育成とともに、組織化された専門家による第三者的立場での支援など、「子ども支援チーム」の活動を充実します。 なお、「子ども支援チーム」は緊急支援による初期対応においては、府立学校も対象とし、その後、継続的な対応が必要な場合は、「解決支援チーム」に引き継ぎます。
小・中学校に対するチーム支援	学校支援チームの活動の充実	校内暴力等の問題行動を繰り返す児童生徒や学校に保護者からの理不尽な要求等学校だけでは対応が困難な事象に対して、市町村教育委員会と連携し、地域の協力を得ながら学校を支援する体制を構築します。 あわせて、専門性の高い指導主事を育成するとともに、組織化された専門家による第三者的立場での支援、専門家を活用した学校と福祉・警察等関係機関との連携強化等、市町村及び学校を支援する活動を充実します。
小・中学校に対するチーム支援	市町村独自の問題解決チームへの支援及び育成	学校における問題解決機能の向上を図るために、小・中学校における校内ケース会議、小・中合同ケース会議等への組織的支援を行う市町村に対し問題解決チームの設置を促進します。
生徒指導の充実	児童生徒への指導・支援体制の充実	児童生徒の規範意識の向上と自己指導能力の育成を図るために、「いじめ対応プログラム」等を活用し、学校における組織的な対応を充実させ、生徒指導体制の強化に努めます。そのため、小学校へのスクールカウンセラーの配置に向けた検討を行うなど専門家を活用した児童生徒の支援体制の充実を図ります。また、児童生徒に対し、福祉的観点からの支援を行うため、スクールソーシャルワーカーの活用を充実します。あわせて、専門家のネットワーク化と資質の向上を図ります。 さらに、府の総合治安対策を踏まえ、少年非行や暴力行為をはじめとする生徒指導上の課題に対し、非行防止教室の開催等による未然防止に努めるとともに、小・中学校と少年サポートセンター等関係機関による連携ネットワークの強化を図ります。
生徒の「自立・自己実現」の支援	生徒支援体制の充実	臨床心理士の資格を持つスクールカウンセリング・スーパーバイザー（SCS-V）を効果的に配置し、教育相談にあたる教員に対する助言を行うとともに、新たに心理学関連学部を有する大学と提携して、臨床心理士をめざす大学院生の実習を受け入れます。また、学校と警察等の関係機関が連携して生徒の健全育成を図るために、学校・警察相互連絡制度を充実します。
生徒の「自立・自己実現」の支援	中退防止の取組	高校1年生における中退防止を図るために、中高連携推進会議を設置し、中学校と高校の連携を推進します。また、人間関係づくりの取組に関するモデル事業を実施し、成果を全府立高校に発信します。また、中退問題検討会議において、中退・不登校について生徒の状況の分析と解決方策の検討などを行うとともに、取組の効果検証を行い、施策化を図ります。

生徒指導の充実	不登校の未然防止や学校復帰のための支援の推進	不登校の未然防止に向け、各市町村及び校内における不登校対策会議の実施や小・中学校間の連携を推進するとともに、スクールカウンセラーを活用したきめ細かな教育相談体制の充実を図ります。また、長期にわたり不登校状態が継続している児童生徒の学校復帰に向け、効果的な支援や小学校段階での早期対応を図るため、訪問指導アドバイザー等を派遣・配置することによって、学校や市町村教育委員会、教育支援センター（適応指導教室）の支援に努めます。
生徒指導の充実	いじめ・暴力行為等生徒指導上の課題対応と子ども自身の問題解決力の育成	いじめ等生徒指導上の課題解決に向けた速やかな対応と未然防止策のため、「いじめ対応プログラム」の活用を推進します。また、小6から中1への接続等生徒指導上の具体的な課題に対応した問題解決力育成プログラムの開発及びプログラムに対応した人間関係トレーニング、児童生徒による参加体験型の学習等の実施について検討します。あわせて、いじめ等による被害児童生徒を支援するため、第三者性を活かした被害者救済システムの充実を図ります。
生徒指導の充実	携帯電話等の課題に対する総合的な対策の推進	携帯電話・インターネット上のいじめ等、新たな生徒指導上の課題に対し、平成20年度実施の「携帯・ネット上のいじめ等課題対策検討会議」での「7つの提言」を踏まえ、小・中学校は携帯電話の校内への持ち込み原則禁止、府立学校は校内での使用原則禁止をはじめとする学校の指導方針を明確にした取組を徹底し、携帯電話への依存からの脱却を図り、児童生徒が被害者にも加害者にもならないよう具体的な対策を実施します。また、関係部局とも一層連携し、総合的な対策の検討に努めます。

【教育費負担の軽減】

生徒の「自立・自己実現」の支援	奨学金指導・支援の充実	「がんばりを応援」29ページを参照
私立高等学校等就学支援策の推進		
大阪府育英会奨学金事業の推進		

【学校における人権教育等の推進】

人権教育の推進	府の「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」や国の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」等を踏まえ、市町村教育委員会や学校、研究団体等と連携し、人権教育プログラム（教員用）及び教材集・資料（児童生徒用）を作成します。また、その成果を実践事例集としてまとめ、研修や報告会等で普及します。
障がい者理解教育の推進	「ともに学び、ともに育つ」教育を進めるため、子どもたちがお互いに尊重し、個性を認め合うことができるよう、小・中・高校で障がい者理解教育を推進します。そのため、教員に研修等を実施し、指導力の向上を図ります。
国際理解教育の推進	小学校外国語活動については、平成23年度までに全小学校で実施します。学習指導要領に則り、平成20・21年度においては、各小学校で外国語活動の中核となる中核教員に研修を行うとともに、担当指導主事連絡会や管理職研修の充実を図ります。平成20～22年度の3年間に市町村主催の現職教員研修の支援を行います。その際、「英語ノート」の活用方法について提示します。在日外国人児童生徒に対しては、自らの誇りや自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努める等、指導を一層工夫・改善します。また、帰国・渡日児童生徒に対しては、小・中学校への日本語指導対応加配教員の配置や、府立高校への教育サポートーや専門員の派遣、学校生活・進路情報等の多言語での提供など、学習・進路支援や就学支援等を充実します。
福祉教育の推進	小・中学校の児童生徒が、身近なところで暮らしている高齢者、障がい者等の様々な生活や生き方に気づき、福祉問題、福祉活動の意味や役割について理解するよう体験活動による福祉教育を推進します。また、指導事例集「ぬくもり」（平成9年作成）を改訂し、その活用の充実を図ります。府立高校生が、福祉に関する知識だけでなく、豊かな福祉マインドを身に付けるため、体験活動に重点をおいた福祉教育を推進します。

■子どもなどの安全の確保や非行など問題行動の防止

【安心・安全なまちづくりの推進】

地域安全センターの設置促進	市町村において、小学校の余裕教室等を活用し、地域防犯活動拠点として「地域安全センター」の整備を促進し、防犯活動のネットワーク化を図り、学校、行政、地域が連携した取組を推進します。
---------------	---

青色防犯パトロールの実施	ボランティア団体等が、青色回転灯をつけたパトロール車で、地域を巡回し、長時間・広範囲での子どもの見守り活動や防犯活動を実施します。また、府の事業として、緊急雇用創出基金を活用し、犯罪多発地域において深夜時間帯に青色防犯パトロールを平成23年度まで実施します。	
子どもの安全見まもり隊	子どもの安全見まもり隊は、通学路等における登下校時の子どもの安全対策として、PTA、自治会等の方々を構成メンバーに、府内全小学校区に設置済であり、今後もこうした活動を推進します。	
こども110番運動	こども110番は、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったとき、助けを求めるができるように、地域の協力家庭が「こども110番の家」の旗等を掲げたり、「こども110番」ステッカーを貼った事業用の車両が「動くこども110番」として地域を走り、子どもを保護することにより、子どもたちを犯罪から守ります。	
安まちメール等を活用した子ども安全対策の推進	子どもに対する声かけ等事案の発生情報及び防犯対策情報を、「安まちメール（携帯電話等へのメール配信システム）」や府警ホームページを活用してリアルタイムに提供することにより、自主防犯意識を高め、子どもの犯罪被害を防ぎます。	
子どもに対する犯罪の未然防止対策	子どもが被害者となりやすい犯罪を未然に防止するため、危険箇所に対する警戒活動、防犯教室、広報啓発活動等を実施するほか、声かけ等行為の段階で行為者に対する指導・警告を積極的に実施し、子どもに対する犯罪を未然に防止します。	
まちぐるみによる子ども安全対策の推進	登下校時間帯の通学路等における、地域住民による子どもの安全を見守る活動の継続・活性化を図るほか、それ以外の時間帯、場所において地域住民、事業者、自治体、学校及び警察が連携した、まちぐるみでの子どもを見守る活動を促進します。	
子どもを犯罪から守るモデル地区活動	府下62警察署において、小学校区1校区以上を指定し、地域住民、自治体、学校及び警察が連携して、通学路や公園等における安全点検を行い、暗がり等犯罪の要因となっている箇所の改善・整備を図るなど、子どもを犯罪から守る活動を推進します。	
学校の安全対策の推進	市町村や学校の実情に応じた効果的な学校安全対策の構築	警備員等の配置や学校の安全設備の設置など、市町村や学校の実情に応じた学校安全体制の構築を支援します。
学校の安全対策の推進	通学路における安全対策の充実	スクールガード・リーダーを配置し、「子どもの安全見まもり隊」等のボランティアへの指導や助言を行うなど、学校と地域・関係機関等との連携を通して、地域全体で子どもの安全を見守る体制整備を行います。
学校の安全対策の推進	AEDを使用した応急救手当の習得	平成20年度に全府立学校へ配備したAED訓練機器を使用し、心肺蘇生法をはじめとする応急救手当を全生徒が取得できるよう取り組みます。また、実習を通じて、生徒が命の大切さを理解するための「命の教育」を実践します。
計画的な学校施設・設備の改修・改善		府立学校施設・設備の既存ストックを最大限に有効活用するために、耐震化を含む改修・改善を計画的に推進します。 小・中学校については、設置者である市町村に対して、国の補助制度を活用して施設・整備を進めるよう働きかけるとともに、関係部局と連携しながら技術的相談などを行います。
歩道の整備		歩道整備計画に基づき、安全・円滑に移動できる歩道空間を確保するため、通学路、公共施設等の周辺の歩道整備や事故発生率の高い箇所における歩道整備を行います。
交差点の改良		交通事故の発生率の高い箇所を重点的に、交差点の改良を行います。
建築物に附属する特定の設備等の安全確保		建築物に附属するエレベーター・エスカレーター等の特定設備を、府民が安全に、安心して利用できるよう、これらの設備で事故が発生した場合は、その設備の管理者・所有者に届出を義務付け、届け出られた事故情報及び事故原因や防止策について広く情報発信します。これにより、設備の管理者・所有者のみならず、府民、設備の製造者、建築物の設計者等多くの関係者間で情報の共有化を図り、同種の事故の再発防止に取り組みます。
公園照明設備整備事業		府営公園において、現在、通勤・通学等夜間においても生活用通路として利用されている園路及び駐車場を対象に照明等を増設するなど、防犯対策の強化を図り、利用者の安全に配慮します。
住宅耐震化緊急促進事業		国制度を活用し、市町村との連携による耐震診断、改修補助を実施します。また、自治会活動など府民が集う場などにアドバイザー（建築士）を派遣し、耐震化の重要性等について啓発します。

建築物における防犯対策	住宅設計者や住宅所有者が防犯対策を進められるよう、関係機関との連携により「防犯に配慮した共同住宅ガイドブック」や「防犯に配慮した戸建住宅に係る（設計）指針・ガイドブック」等の内容を広く周知します。
-------------	--

【子どもの居場所づくり】

生きる力をはぐくむ体験活動や読書活動の推進	放課後等の子どもたちの体験活動や学習活動等の場づくり	「おおさか元気広場事業」を活用し、放課後や週末等に、安全で安心な子どもの活動場所を確保し、地域のボランティア人材の参画・協力を得て、子どもの体験・交流活動等を推進します。
府立大型児童館ビッグバンの運営		子どもの豊かな遊びと文化創造の中核拠点である大型児童館ビッグバンの運営を通して、子どもたちに健全な遊びを与え、情操を豊かにするとともに、地域の遊びを振興・支援します。
民間児童厚生施設等活動推進事業		児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにする事を目的として社会福祉法人等が設置運営し、又は市町村が設置し社会福祉法人等に運営委託している民間児童厚生施設等（小型児童館・児童センター）の諸活動に対して助成します。

【非行など問題行動を防ぐ施策の推進】

小学校高学年等に対する非行防止・犯罪被害防止教室の推進	府内の小学校（高学年対象）を重点として、非行防止・犯罪被害防止教室を実施し、少年の規範意識の醸成を図るとともに、犯罪被害防止のための取組を図ります。
少年非行問題に関する関係機関・団体とのネットワークによる非行防止活動の推進	少年非行に携わる42機関・団体の実務担当者レベルで構成される少年非行総合対策協議会により、実態に応じた具体的な連携活動のあり方について協議し、総合的な少年非行防止活動の推進に努めます。
地域社会が一体となった非行防止対策の推進	少年が利用する機会が多い娯楽施設を営む営業者からの自主的な申請に基づき、その営業所を少年非行防止協力店として指定することなどにより、地域社会が一体となった非行防止活動を推進します。
地域と連携した少年非行問題解決活動の推進	少年の健全育成に携わる関係機関や団体あるいは民間ボランティア、地域住民等で構成する少年健全育成ネットワークにおいて、具体的な事案・課題等を検討する会議を開催するとともに、個別の課題に応じて関係機関等の実務担当者で構成する「少年健全育成サポートチーム」を編成し、連携した対応により少年非行問題の解決にあたります。
少年柔剣道の活動を通じた少年健全育成の推進	関係団体及び地域住民と連携して少年に柔道及び剣道を指導する活動を通じて、少年の非行防止と健全育成の推進を図ります。
少年補導センターの設置促進	非行には至らない初期的な不良行為を行う少年に地域ぐるみで対応するため、地域が一体となって補導（声かけ）活動を推進するためネットワークづくりを行います。
少年サポートセンター等における非行防止活動の推進	関係機関・団体と連携し、計画的な街頭補導活動を推進します。特に非行の前兆ともなりうる不良行為等の問題行動の早期発見を図るために、少年相談、心理判定による非行原因の調査、調査結果に基づくカウンセリング指導など、少年や保護者等に対するきめ細かな指導・助言等を行います。また、補導された少年、子ども家庭センターや学校などで相談を受けている少年のうち、体験活動を通じて立ち直り支援が必要と判断した少年に対して、再非行・再犯防止を図るため様々な体験活動等を実施します。
再非行防止に向けた少年の立直り支援活動の推進	非行が進んでいない初期的段階の触法少年に対して、学校や保護者と連携を図るとともに、継続的な面接指導を実施して少年の立直りを支援し、再非行防止活動を推進します。
子ども家庭センターによる非行防止立ち直り支援	子ども家庭センターにおいては、増加する不良行為を犯す非行少年に対応するため、従来の非行児童への対応はもとより、軽易な不良行為少年が再度犯罪を繰り返し、重篤な触法事件に至らぬように未然防止にも力点をおき、個々の子どもの抱える問題、事情に即したきめ細かい支援を行い、非行児童へのケアを図ります。
ひきこもり等要支援児童バックアップ強化事業	子ども家庭センターにおいて、被虐待やひきこもり、不登校等、支援を要する子どもや家庭に対して、精神科医や児童心理司、児童福祉司からなるチームによる支援を強化します。
ひきこもり・不登校児童福祉対策事業	不安、無気力等を示し、不登校状態にある児童に対し、教育分野との連携を図りつつ、学生ボランティア「メンタルフレンド」による訪問援助事業、野外活動やキャンプ等の不登校児童宿泊指導事業、関係機関連絡会議の開催等を行います。

府立修徳学院の運営・機能強化		非行傾向のある子どもに適切に対応し、子どもの個別のニーズに応じた援助を行ふとともに、基本的生活習慣、社会の規範意識など、総合的な生活力の習得のための支援を行う府立修徳学院（児童自立支援施設）を運営します。また、専門的ケアを必要とする非行児童と家族に適切に支援するため、府立修徳学院の生活環境改善や治療的ケアなど機能強化を図ります。
生徒指導の充実	児童生徒への指導・支援体制の充実	「一人ひとりを大切にする」9ページを参照
生徒指導の充実	いじめ・暴力行為等生徒指導上の課題対応と子ども自身の問題解決力の育成	「一人ひとりを大切にする」10ページを参照
福祉犯の取締りの強化		児童買春・児童ポルノ事犯等の少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化し、被害児童の救出保護を図ります。
覚せい剤等薬物乱用防止対策事業		子どもたちに薬物に関する正しい知識を普及するための事業を充実します。（薬物乱用防止教育講師養成など）

■援護をする子ども・保護者への支援

【母子保健・母子医療の充実】

母子医療給付事業 (小慢・育成・療育・養育)	(1) 小児慢性特定疾患に罹患している児童に対する医療費の援助等を行います。 (2) 身体に障がいがある児童に対して医療費を支給します。 (3) 入院を必要とする未熟児に対して医療費を給付します。 (4) 結核に罹患し、入院治療を必要とする児童に対して医療費の給付等を行います。
福祉医療費助成	「いきいき子育て」5ページを参照
保健所機能強化事業 専門的相談・支援サービスの充実	保健所において保健師等の専門チームを中心とし、未熟児、身体障がい児、小児慢性特定疾患児等に対する専門的支援・相談サービスの提供を行います。
未熟児保健推進事業	未熟児を持つ保護者に対し、育児不安の解消や未熟児の健やかな成長発達を促すため、専門医による保健指導等を保健所において実施します。
障がい、難病児の療育システム推進事業費	保健所において、身体障がい児、小児慢性特定疾患児とその家族に対して、専門相談や集団での療育指導を実施するとともに、地域での総合的な支援体制づくりを推進します。
在宅医療児等支援体制整備事業	慢性疾患のある児童の状況に応じて、病院から地域へのスムーズな移行や日常生活における継続的な保健・医療面等における支援を医療給付や療育指導と組み合わせて行う仕組みを検討し、慢性疾患のある児童等への支援モデルを構築します。
長期入院児退院促進等支援事業	NICUや小児病棟等に長期入院する児童について、保健医療分野の専門職が、退院後の自立生活を送るための支援や退院促進のためのコーディネートを行います。また、これらの対応によって得られたデータをもとに、効率的・効果的な支援のあり方の検討を行います。

【児童虐待等への対応】

養育支援訪問事業	市町村の中核機関が養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業について、より効果的な支援ができるように市町村の後方支援を行います。
子ども家庭センターの設置・運営	子どもと家庭に関する総合的な相談・支援を行うため、府内6か所に子ども家庭センターを設置し、児童相談、青少年相談、母子相談、生活相談等を行うとともに、地域のネットワークづくり等コミュニティケアを行います。
緊急対応等基盤整備事業	子ども家庭センターに設置している虐待通報を受信する専用電話、緊急出動用車両及び携帯電話の活用により、確実に虐待通報を受信するとともに、安全確認や立入調査等を、迅速かつ適切に行います。
子ども家庭センター職員に対する研修	子ども家庭センターの体制強化を図るため、虐待対応についての研修を実施し、児童虐待事案の早期発見及び早期対応により、再発を防止します。

子どもの育成支援事業	子ども家庭センターにおいて、子どもの虐待、いじめ、不登校の予防と問題解決促進のため、子ども専用の「子どもの悩み相談フリーダイヤル」を24時間対応とするとともに、虐待防止のためのネットワークの構築を行います。
子ども家庭センターにおける24時間365日虐待通告受理・対応	子ども家庭センターにおいて、夜間・休日を問わず、児童虐待通告を受理し、対応します。
一時保護機能強化事業	一時保護児童に適切な支援、教育を実施するための支援協力員を配置します。
児童家庭支援センターの運営	情緒障がい児短期治療施設に付設された児童家庭支援センターにおいて、地域の児童、家庭からの相談に応じ、必要な助言等を行うことにより、児童と家庭の福祉の向上を図ります。
子ども家庭センターと学校との連携	平成16年度に作成した「児童虐待における学校園と子ども家庭センターの連携についてー通告等に関する基本的ルールー」の徹底を図り、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、「児童虐待防止法」の改正の趣旨の徹底を図るなど、一層の連携の充実を図ります。
要保護児童対策地域協議会	地域における虐待の未然防止を一層推進するため、市町村児童家庭相談体制の強化や、要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けて支援するなど、市町村と協働してネットワーク機能の強化を図ります。
市町村の児童家庭相談体制の強化	市町村児童家庭相談体制及び児童虐待の通告受理対応の強化に向けて、子ども家庭センターが連携を通じて、児童相談のノウハウや情報の提供を行います。また、相談に関するガイドラインの配付・説明や市町村の職員に対するスキルアップ研修等を実施するなど、引き続き市町村に対する後方支援を積極的に行います。
児童虐待防止キャンペーンの実施	児童虐待の発生防止や早期発見の重要性について、府民の意識啓発を図ることにより、府民、行政、関係団体が一体となって児童虐待防止対策に取り組む機運を醸成するため、厚生労働省及び内閣府の主唱による「児童虐待防止推進月間（11月）」等を活用し、児童虐待防止キャンペーンを実施します。
小・中学校に対するチーム支援	子ども支援チームの活動の充実 「一人ひとりを大切にする」9ページを参照
小・中学校に対するチーム支援	
児童虐待等危機介入援助チームによる援助の実施	深刻な虐待等、権利侵害の訴えに的確に対応するため、法律や小児・児童精神医療・法医学等の専門家からなる児童虐待等危機介入援助チームを設置し、子ども家庭センターと連携して、虐待等の権利侵害について、必要な調査・助言・調整を行います。
保護を要する子どもの総合的な権利擁護システムの推進	社会福祉審議会児童専門分科会措置審査部会を改変し、従来の措置審査部会としての機能に加え、子ども家庭センターの業務や重大事案を点検・検証とともに、施設内虐待等を予防・防止する被措置児童等援助専門部会を設置。総合的な子どもの権利擁護システムを推進します。
家族再統合支援	子ども家庭センター等において、児童虐待を行った親（保護者）への立ち直り支援、被虐待児や非行児等へのケア等を充実させるため、専門的な支援・指導プログラムを開発した「すこやか家族再生応援事業」の成果に基づき、各種プログラムを実施します。また、「家族再統合支援」として、引き続きNPO法人と連携して保護者支援プログラムを実施します。

【社会的養護の拡充】

里親制度の拡充	家庭的な養育環境を提供する里親制度の拡充について、里親支援機関等と協働しながら、要保護児童の里親委託の推進を図ります。 また、里親経験者を中心にファミリーホーム事業実施を目指します。
里親委託推進事業	里親制度の普及を図り、里親委託の促進及び里親を支援する施策等により、被虐待児等の要保護児童の家庭的養護を進めます。
専門里親の養成	被虐待児等に対し、家庭的できめ細やかな援助を提供し、自立を促進するため、専門的技術を持った専門里親を養成します。

児童福祉施設整備費補助事業	老朽化、狭隘化している児童養護施設等を計画的に建替え、整備することにより、入所する児童の権利擁護の推進、適切な養育の確保を図ります。
児童福祉施設等機能強化推進事業	施設における入所児童等のケアを充実させるため、入所児童等の状況に応じた職員の加配を行います。
児童福祉施設扶助費	様々な事情により家庭から離れて暮らす子どもの生命の安全と健全な育成を図るために児童養護施設等の児童福祉施設及び里親に児童の養育を委託します。また、委託に必要な経費として、当該施設に対し児童保護措置費を支弁します。
施設における家庭的な養護体制の推進	虐待など不適切な養育環境により施設に入所した子どもの養育にあたっては、小集団で家庭的な環境で生活支援やケアを提供できる体制の整備を図る。
身元保証人確保対策事業	「自立し、次代を担う大人へ」39ページを参照
児童福祉施設退所児童への自立支援事業	
児童自立生活援助事業	
府立子どもライフサポートセンターの運営	
児童福祉施設や里親家庭で暮らす子どもの権利擁護の推進	児童福祉施設や里親家庭で暮らす子どもが自らの権利を認識し、必要なときは相談できることを示す「子どもの権利ノート」を作成・配付するとともに、児童養護施設等における権利侵害（被措置児童等虐待）の予防と早期発見・早期対応を行います。また、第三者委員の配置などを促進するとともに、運営適正化委員会の適正な運営により、施設の子どもの権利を擁護します。
福祉サービスに関する苦情解決事業（運営適正化委員会設置運営事業費補助）	社会福祉法の規定に基づき社会福祉事業の利用に関する苦情解決の斡旋を行う大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会の活動を補助します。
苦情解決担当者の設置	苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高めることや早急な虐待防止対策が講じられ、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるよう支援します。
第三者委員の設置	苦情解決に社会性や客觀性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置します。

【障がい児施策の推進】

居宅介護・重度訪問介護・重度障がい者等包括支援 ※対象：障がい児（者）	介護を必要とする障がい児等のいる家庭を訪問し、日常生活等の介護をおこなう市町村に対して補助を行います。
行動援護 ※対象：障がい児（者）	知的・精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする障がい児等のために、外出時の介護をおこなう市町村に対して補助を行います。
短期入所 ※対象：障がい児（者）	障がい児等のいる家庭において、保護者等が疾病、出産等により介護することが困難になった場合、施設で短期入所をおこなう市町村に対して補助を行います。
移動支援 ※対象：障がい児（者）	屋外での移動が困難な障がい児等について、外出のための支援をおこなう市町村に対して補助を行います。
補装具の支給 ※対象：障がい児（者）	身体障がい児の失われた身体機能を補完又は代替し、職業その他日常生活の能率の向上等を図るために、補装具の交付・修理にかかる費用を支給する市町村に対して補助を行います。
日常生活用具の給付・貸与 ※対象：障がい児（者）	重度障がい児の日常生活上の便宜を図るために、介護訓練支援用具等の日常生活用具を給付または貸与する市町村に対して補助を行います。

難聴児補聴器交付事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度難聴児に対して、補聴器を交付するとともに、聴力検査に要する検査料の負担を行います。	
訪問看護利用料助成事業 ※対象：障がい児（者）	重度障がい児の在宅療養を支援するため、訪問看護ステーションを利用する重度障がい児に対し、利用料の助成を実施する市町村に対して補助を行います。	
障がい児福祉手当、重度障がい者介護手当	重度の身体障がい、知的障がい又はその重複障がい児（者）の福祉の増進を図るため、障がい児福祉手当や重度障がい者介護手当などを支給します。	
児童デイサービス ※対象：障がい児（者）	在宅の障がい児に対して通園により日常生活に必要な療育指導等を行う市町村に対して補助を行います。	
障がい児等療育支援事業	在宅の障がい児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する機能との重層的な連携を図り、もって障がい児（者）の福祉の向上を図ります。	
重症心身障がい児等通園事業の充実	利用ニーズの把握を行い、地域の地理的条件、人口規模、利便性を勘案し事業の拡大に努めます。	
こころの健康総合センターの運営	精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るため、以下の事業を行います。 ①管理運営、②企画・教育研修事業、③診療事業、④相談事業、⑤デイケア事業、⑥地域ケア事業、⑦ストレス事業、⑧調査研究・情報提供事業、⑨こころの健康づくりネットワーク推進事業、⑩認知症高齢者医療情報提供事業等	
特別児童扶養手当の支給	精神や身体等に障がいのある児童の福祉の増進を図るため、それらの者を監護する父母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給します。	
視覚障がい幼児療育指導事業	就学前の視覚障がい幼児に対し、通所による集団療育指導、家庭訪問による個別の療育指導を実施するとともに、保護者等に対する視覚障がい幼児の療育に関する研修を実施することにより、児童の発達を支援します。	
障がい児の地域支援ネットワークの強化	一人ひとりの子どもの発達状況に応じた一貫性のある支援サービスの提供など、障がい児及びその家族への支援を強化するため、市町村域における関係機関によるネットワークの強化に向けて支援します。	
こころの健康づくり推進事業	保健所において、こころの健康に関する相談や訪問指導を行うことにより、医療機関の受診環境や社会復帰の促進を図ります。	
発達障がい療育等支援事業	地域療育の中核として相談・発達支援を行うとともに、身近な地域で早期発見・早期療育を進めるため、療育ノウハウを既存の社会資源へ普及します。	
施設職員・保育士等要請研修、医師養成研修事業、協力医療機関研修事業	発達障がいの早期発見・早期療育を促進するために、医師や施設関係者等を養成する研修を実施します。	
発達障がい者支援センター運営事業	発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいを有する障がい児（者）とその家族等を対象として、相談・療育支援、情報提供、研修事業等を実施します。	
放課後児童健全育成事業	「いきいき子育て」5ページを参照	
子育て支援のための拠点施設整備		
放課後児童クラブ指導員資質向上費		
保育所障がい児受入促進事業		
生徒の「自立・自己実現」の支援	府立高校における支援教育の推進	障がいのある生徒に対する適切な指導・支援のための校内委員会の設置や、支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用を促進することにより、府立高校に在籍する障がいのある生徒の充実した学校生活と進路実現をめざし、「ともに学び、ともに育つ」教育を実践します。

府立支援学校の教育環境の充実	府立支援学校の教育環境の整備	府立支援学校における知的障がいのある児童生徒数の将来動向を踏まえ、府有地、府有施設の有効活用を図りながら、平成20年度に策定した「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、府立支援学校の新設を含め教育環境を整備します。
府立支援学校の教育環境の充実	府立視覚支援学校の教育環境の整備	府立視覚支援学校に対する教育ニーズへの対応や、新たな職域に結びつく教育内容の充実と確かな学力の定着を図ります。また校舎建替えにより教育環境の整備と耐震性を確保します。
府立支援学校の教育環境の充実	通学時間の短縮に向けた通学バスの充実	府立支援学校の教育環境整備とあわせ、各学校の児童生徒数の状況等を勘案し、通学バスの増車や有料道路の活用を含む効率的なコース編制等により、長時間乗車による児童生徒の負担を軽減します。
府立支援学校の教育環境の充実	たまがわタイプ支援学校の整備	就労を通じた社会的自立を支援する観点から、地域バランスを考慮し、就職率100%の実現をめざした「たまがわタイプ支援学校」を整備します。
府立支援学校の教育環境の充実	障がいのある生徒の就労支援	障がいのある生徒の社会参加と自立を実現するため、職業コースを計画的に設置し、就労支援の充実を図るとともに、就労後も見据え、関係部局や福祉・労働機関等の関係機関（障害者就業・生活支援センターやハローワーク等）・団体、企業、経済団体等と連携し、地域におけるネットワークの構築を図りながら、実習先・就労先の開拓、卒業生や障がい者雇用を進める企業への支援体制を整備します。 また、府立知的障がい支援学校と「たまがわタイプ支援学校」の連携を図り、職業教育及び就労情報共有化のためのネットワークを充実します。
府立高校における知的障がいのある生徒の学習機会の充実	自立支援推進校・共生推進校の整備	府立高校における「ともに学び、ともに育つ」教育を推進し、生徒一人ひとりの状況に応じた教育の充実を図るため、生徒・保護者のニーズ、地域バランス等を考慮しつつ、自立支援推進校・共生推進校を整備します。 また、生徒が高校のキャリア教育と支援学校の職業に関する専門教育を学ぶなど、府立高校と府立支援学校との連携を強化し、就労支援を図ります。
小・中学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進	支援学級の充実	障がい種別による支援学級の設置や重度・重複障がいの児童生徒への支援の促進に取り組むとともに、支援学校におけるセンター的機能を活用し、小・中学校における「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに進めます。
小・中学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進	通級指導教室の充実	国定数を活用しながら通級指導教室を充実し、通常の学級に在籍するLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）を含む障がいのある児童生徒への指導・支援を充実します。
小・中学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進	小・中学校への看護師配置の促進	医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する小・中学校への看護師配置を促進します。
府立支援学校のセンター的機能の発揮	府立支援学校教員の専門性の向上	府立支援学校のセンター的機能をより発揮するため、教員の専門性の向上に向けて、「特別支援学校教諭免許」保有率の向上を図ります。
府立支援学校のセンター的機能の発揮	府立支援学校の校内体制の整備	府立支援学校のセンター的機能をより発揮するため、来校教育相談への対応や有効な教材教具の収集・整理等を行う「地域支援室」を整備し、府立支援学校の校内体制の充実を図ります。
府立支援学校のセンター的機能の発揮	リーディングスタッフの活動を支援するための環境整備	府立支援学校のセンター的機能をより発揮するため、府立支援学校のリーディングスタッフと市町村のリーディングスタッフが連携し、十分に活動できる環境の整備を行い、障がいのある全ての幼児児童生徒に対する地域支援体制の充実を図ります。
府立支援学校のセンター的機能の発揮	教育実践、教材教具等の共有	各府立支援学校における教育実践、教材教具、相談・指導事例等を活用できるよう、教育センターと連携し、データベース化します。
一人ひとりのニーズに応じた支援教育の充実	「個別の教育支援計画」の作成・活用の推進	障がいのある全ての幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や、一貫した支援の充実に向け、地域支援ネットワークを整備し、福祉、医療、労働等の関係機関や専門家との連携・協力を強化しながら、府立支援学校はもとより、幼・小・中・高校等において、幼児児童生徒や保護者の参画のもと、「個別の教育支援計画」の作成・活用を促進します。また、毎年、評価・点検・見直しを実施することにより、内容の充実を図ります。
私立幼稚園特別支援教育助成		特別支援教育の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園に対し助成します。

障がい者理解教育の推進	「一人ひとりを大切にする」10ページを参照
大阪あんしん賃貸支援事業の実施	「いきいき子育て」7ページを参照
府内職場実習の受入れ	
障がい者一人ひとりに対するきめ細やかな支援（障がい者就労サポート事業）	
障がい者就業・生活支援の拠点づくりの推進（障害者就業・生活支援センター事業）	
ITを活用した在宅就労の促進（障がい者テレワーク推進事業）	
民間と連携した取組みの推進（大阪府障がい者就労サポートカンパニー）	「自ら決める力を養う」35ページを参照
障がい者雇用促進センターの運営	
大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）の運用	
障がい者雇用に積極的な事業所に対する顕彰（大阪府ハートフル企業顕彰制度）	

【母子家庭等の自立支援】

児童扶養手当の支給	父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭等に対し、生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給します。
母子寡婦福祉資金貸付金事業による経済的支援策の推進	母子家庭や寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童・子の福祉を増進するため、母子家庭の母や寡婦に資金を貸し付けます。
母子自立支援員による相談事業の実施	福祉事務所未設置町村区域において、母子家庭及び寡婦の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。
土日・夜間相談事業等の実施	ひとり親家庭生活支援事業の一環として、母子家庭等の子どもの養育や就業に関する問題など様々な悩みについて、比較的時間に余裕のある夜間・休日において、気軽に相談でき、適切なアドバイスを行うため、電話相談事業等を実施します。
母子生活支援施設の機能強化	DV被害による入所家庭の増加に伴い、母親と子どもの生活の安定が図れるよう、施設機能の向上や関係機関との連携を促進する。
母子家庭等日常生活支援事業、一般市等就業・自立支援事業等の拡充	住民にとって最も身近な一般市（福祉事務所設置市町）において、母子家庭等日常生活支援事業、一般市等就業・自立支援事業等の実施を働きかけます。
母子家庭等就業・自立支援センター事業の拡充	ハローワークの情報を速やかに提供するとともに、求職者の情報を集約することにより、求人があった時にリアルタイムで職業紹介できるように、職業紹介所としての機能を強化します。また、社会情勢の変化なども踏まえ、より就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施に努めます。

母子家庭自立支援給付金事業の実施（自立支援教育訓練給付・母子家庭高等技能訓練促進費）	福祉事務所未設置町村区域において、国が対象とする教育訓練給付講座を受講した母子家庭の母に対して、自立支援教育訓練給付金を支給するとともに、看護師など国が定める高等技能の取得のため、2年以上の養成機関で就業する場合に、訓練促進費等を支給します。
ひとり親家庭在宅就業支援センター事業の実施	子育て等のため事業所での就労が困難な事情を抱えるひとり親家庭等に対し、無理な仕事の掛け持ちの解消や子育てとの両立支援等を図り、ひとり親家庭等の収入や生活の安定、向上を図ることを目的として、業務の開拓、従事者の能力開発、相談支援等一体的な取り組みを行うひとり親家庭等在宅就業支援事業を実施します。
母子家庭の母を対象とした職業能力開発（高等職業技術専門校）	立地的にも優れる夕陽丘校において、母子家庭の母親が受講しやすいよう訓練時間等を配慮した職業訓練を実施します。 【設置科目】 経理ビジネス科及び経理・会計実務科 共に年間定員60名（30名×2） 訓練期間6月
母子家庭の母等を対象とした職業訓練（民間委託訓練）	児童扶養手当受給者や生活保護受給者、長期失業状態にある母子家庭の母等を対象に、実践的な技術を習得できる職業訓練を実施します。
府営住宅の「福祉世帯向け募集」枠による優先入居の実施	「いきいき子育て」ページを参照
大阪あんしん賃貸支援事業の実施	

【DV対策の推進】

DV相談・DV被害者自立支援事業	女性相談センター、各子ども家庭センターに配偶者暴力防止法に基づく相談支援センターとしての機能を置き、DV被害者からの相談に応じ、警察との連携による安全確保、裁判所による保護命令制度等、DV被害者等が利用可能な制度等に関する情報提供等を行います。
DV被害者の一時保護事業	DV被害者や同伴児童の安全を確保する観点から、必要に応じて、各種社会福祉施設や民間シェルター等とも協力し、DV被害者や同伴児童の一時保護を行います。
婦人保護施設運営事業	府が設置する婦人保護施設についても、DV被害をはじめ、様々な困難な状況にある女性及び同伴児童の保護施設として活用します。
ステップハウス事業	自立を目指すDV被害者が、1日も早く自立できるよう、DV被害者に対する府営住宅の一時使用のための住宅の提供に併せて、生活用品の支援を行います。
DV防止に向けた啓発、関係機関との連携	女性に対する暴力の根絶に向けて、様々な関係機関が連携を図ることで総合的な支援体制の整備を進め、暴力の被害者を支援するための取組を推進します。DV防止のための啓発のほか、被害者を支える人材の育成など、市町村における相談機能の確保に向けた支援を行います。 関係機関との連携を強化するとともに、被害者を支える人材の育成や「女性に対する暴力をなくす」キャンペーンの実施等を行います。
府営住宅の「福祉世帯向け募集」（母子世帯）の実施	「いきいき子育て」ページを参照

【在日外国人と援護を要する帰国者の子ども等への支援】

外国人行政サービス体制推進事業	本府に在住する外国人の生活利便性を高めるため、外国人住民からの府政等に関する問合せに9言語で対応します。
外国人医療相談助成事業	外国人への医療相談や情報提供を行っている団体に対し、助成及びホームページを開設し、充実を図ります。
外国人親子の地域コミュニティ形成支援	外国人の親や子どもが情報交換や学ぶことのできる場を提供し、地域内や同国人とのコミュニティ形成支援を行います。
国際理解教育の推進	「一人ひとりを大切にする」10ページを参照
在日外国人問題等啓発推進事業	在日外国人に關わる諸問題及び本府が取り組むべき方策について幅広く意見を求めるため、大阪府在日外国人問題有識者会議の設置・運営や啓発等を行います。
「大阪府在日外国人施策に関する指針」に基づく施策の推進	平成14年12月に策定した「大阪府在日外国人施策に関する指針」に基づき、国籍や民族の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、在日外国人施策を総合的に推進します。

【すべての子どもの人権が尊重される社会づくり】

大阪府人権教育推進計画の推進	大阪府人権教育推進懇話会の運営	大阪府における人権教育の推進に関して幅広く意見を求めるため、人権問題に関する有識者のうちから委員を選定して本懇話会を開催します。
大阪府人権教育推進計画の推進	人権教育教材の作成	家庭や学校、地域など多様な場において人権教育が実施されるよう、人権教育の指導者やリーダーを対象とした参加体験型の教材を作成します。
子ども条例の運用		子ども条例に基づき、すべての子どもが健やかに成長できる温かい地域社会の創造に向け、国、市町村、府民、保護者などと協力し、子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えることに関する施策を、総合的・計画的に推進します。また、子ども条例及び子どもの権利条約について、リーフレットを市町村、学校、関係機関等に配布する等、広報・啓発を行います。
総合相談事業交付金		住民の自立支援及び福祉の向上に資することを目的に、市町村が独自に実施する人権・就労支援・進路選択支援をはじめとする生活上のさまざまな課題や住民ニーズ等を発見するための相談、訪問、支援に係る事業を支援します。
人権擁護士養成講座		府民の人権問題を早期に解決に結びつけるとともに、人権侵害を未然に防止する役割を担うことのできる人材の養成に必要な知識等を習得することのできる講座を開催します。

基本方向Ⅱ	子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり
子どもの将来像	チャレンジする子ども
子育て目標	がんばりを応援

■教育環境の整備

【幼児教育の推進】

事業名	事業内容
就学前教育の充実	幼稚園と保育所が、今後、教育内容などの連携をさらに強め、子どもの現状把握や課題の共有に努めることが重要です。平成20年に改訂された「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」と現在の子どもを取り巻く状況を踏まえ、平成14年度に策定した幼児教育推進指針の内容について見直しを行います。
幼稚園教育課程研究集会・就学前人権研修・幼小連携研修等	
施設職員現任訓練事業費	「いきいき子育て」5ページを参照
認定こども園普及促進	

【学校教育の推進】

小・中学校における学力向上方策の展開	授業力の向上	大阪府全体の授業力を向上するため、全ての学校で授業評価を導入するとともに、平成20年度から実施の府学力テスト等を活用し、子どもたちの学力分析を行い、知識・技能を活用するために必要な思考力、判断力、表現力を育成することを重視したモデル授業を開発します。
小・中学校における学力向上方策の展開	つまずきの発見	単元別テストを開発・実践することで身に付けるべき学力が習得できたかを検証し、つまずきの早期発見と、個に応じた指導を充実します。
小・中学校における学力向上方策の展開	自学自習力の育成、家庭学習習慣の定着	児童生徒向けのワークブックを市町村教育委員会や教員と協働して開発し、「おおさか・まなび舎事業」などの放課後学習や家庭学習で活用し、自学自習力を育てます。また、保護者用の手引き等を活用することで、家庭学習習慣の定着を図ります。
小・中学校における学力向上方策の展開	基礎・基本の充実と知識・技能を活用する力の向上	授業改善や反復学習の取組を促進し、小・中学生の基礎・基本の充実を図ります。 また、知識や技能を活用する力を高めるPISA型学力の向上を図るため、各教科の学習や総合的な学習の時間等の充実に取り組みます。
小・中学校における学力向上方策の展開	学力向上のためのPDCAサイクルの確立	各学年で身に付けるべき学力を示し、児童生徒が学習に取り組む際の目標とするため、「大阪府学力テスト」を毎年、原則年度末に実施し、各学年5%を抽出して府の全体傾向を公表します。 また、府全体の到達度を把握し、授業力の向上、つまずきの発見等に反映することで学力向上のためのPDCAサイクルを確立します。
小・中学校における学力向上方策の展開	少人数学級編制と少人数・習熟度別指導の推進	学校生活の基礎を築く重要な時期である小学校1・2年生は、35人を基準とした少人数学級編制のための教員配置を行い、3年生以上は、個に応じた指導による児童生徒の学習理解を促進するため、少人数・習熟度別指導を学校の状況に応じて導入します。各学校においては、指導計画に基づき、児童生徒の実態に応じて効果的な指導を行います。 なお、少人数・習熟度別指導の実施教科は、小学校（3年生以上）が国語・算数、中学校が国語・数学・英語とします。
小・中学校における学力向上方策の展開	カリナビ・プランチによる相談・支援体制の充実	府内4カ所（豊能、北河内、中河内、泉南）に設置しているカリナビ・プランチに、指導主事などを順次配置し、市町村教育委員会等と連携して、地域のニーズに応じた学校づくり、授業づくり等の相談・支援体制を充実するとともに、教員の授業力向上をめざします。
家庭、地域と連携した学習機会、教育内容の充実	放課後学習の推進	児童生徒に学習習慣を定着させるとともに、さらに学ぶ意欲の向上を図るために、全小・中学校に放課後自習室を開設し、「おおさか・まなび舎事業」を推進します。

家庭、地域と連携した学習機会、教育内容の充実	地域と連携したものづくり教育や体験活動等の推進	子どもたちが、大阪の伝統的な産業や最先端の科学技術を応用した産業などに興味を持つよう、優れた技術や職人に出会う取組や、小・中学生対象の「ものづくり」教室・「ものづくり」体験フェアを開催します。また、豊かな人間性や社会性などをはぐくむよう、地域と連携した体験活動を充実します。
小・中学校の適正規模の確保支援	小・中学校の適正規模、適正配置の推進	「小・中学校の適正規模、適正配置等に係る市町村連絡会」(平成21~22年度)を開催し、府内の市町村における現状と課題を把握し、市町村への支援の方策等について検討します。
校種間の連携強化		教育課程や指導内容・方法について、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校・支援学校を見通した取組や校種間の段差を解消し円滑な接続を図るため、異なる校種間での研修交流の実施や、人事交流等の拡充を図ります。
特色づくり・再編整備の成果と課題を踏まえた府立高校の充実	新たな専門学科や専門コースの設置	府立高校の特色づくりの一環として、進学指導に特色のある高校や、新たな専門学科、専門コースを設置します。
特色づくり・再編整備の成果と課題を踏まえた府立高校の充実	教育センター附属研究学校の設置	教育センター附属研究学校を設置して、教育センターの研究・研修機能と附属研究学校の教育活動とを直結し、一体となって大阪の教育課題を踏まえた実践・研究を展開し、教育活動の深化・充実を図るとともに府内全体の教員の指導力と学校力の向上をめざします。
特色づくり・再編整備の成果と課題を踏まえた府立高校の充実	特色づくり・再編整備校への支援方策の充実	特色づくり・再編整備計画に基づき設置した特色ある学校(以下「特色づくり・再編整備校」)の特色や教育内容等について継続的に広報を行うとともに、改革の完成年度(平成19年度実施対象校において最初の卒業生が出る平成23年度末)に向け、特色づくりの成果の定着・発展の支援、社会状況の変化等に伴い生じた新たな課題の把握・解消も進めながら、すべての学校を「入りたい学校」さらに「入ってよかった学校」にします。
特色づくり・再編整備の成果と課題を踏まえた府立高校の充実	学校規模の弾力化	1学年8学級を基準としている普通科の学校規模を、各学校の教育活動の充実・活性化の観点から、1学年6~10学級程度に弾力化します。
特色づくり・再編整備の成果と課題を踏まえた府立高校の充実	入学選抜制度の改善	中学3年生の教育活動や進路指導への影響という観点から、前・後期選抜の募集人員を見直し、後期選抜の比率を高めるとともに、一層の改善に向けて入学者選抜のあり方を検討します。
幅広い教育ニーズに応える教育内容の充実	学校の個性化推進	各府立高校の学力向上、生徒指導、地域連携などの先進的な取組や成功事例の創出を促進するとともに、全国に先駆けた優れた実践事例を取り入れ、それらを発信・共有化することにより、すべての府立高校の教育の質の向上を図ります。
幅広い教育ニーズに応える教育内容の充実	土曜日等の補習・講習の支援	生徒の学びの意欲に応え、学力向上や資格取得、進路実現を支えるため、土曜日等に補習・講習を行った教員に対し、校務の状況により勤務の振替え等が困難な場合に「教員特殊業務手当」(注1)を支給するなど、土曜日等に補習・講習を行う学校を支援します。
幅広い教育ニーズに応える教育内容の充実	高大連携の推進	大学と府立高校との相互の人的・知的資源の交流・活用を図り、府立高校の教育を充実・発展させるため、府教育委員会と大学との連携協力協定を拡充するとともに、各学校で実施されている高大連携の取組を一層充実させます。
幅広い教育ニーズに応える教育内容の充実	中高一貫教育の拡大	能勢地域での取組成果を踏まえ、新たな地域に中高一貫教育を導入するとともに、教育センターと連携した新たなタイプの中高一貫校の設置について検討を進めます。
幅広い教育ニーズに応える教育内容の充実	ものづくり教育をはじめとした産業教育の活性化	「ものづくり教育コンソーシアム大阪」を組織し、地域産業との連携強化や、府立大学、府立工業高等専門学校など高等教育機関との接続の拡充を進め、工科高校発のベンチャー企業等の創出など、大阪の産業基盤を継承・発展できる日本一の工科高校づくりをめざします。また、府立工業高等専門学校を公立大学法人府立大学に移管し、連携を強化して活性化を図ります。さらに、農業教育分野における農業高校の拠点的機能の充実を図ることなどにより、産学連携、大阪の産業の担い手づくりを推進します。
幅広い教育ニーズに応える教育内容の充実	定時制・通信制の活性化	定時制の課程、通信制の課程の生徒の現状や志願者の動向等を踏まえながら、キャリア教育の充実など、教育環境・教育内容を充実し、定時制・通信制の課程の活性化を図ります。あわせて、授業を地域に開放し、生涯学び続けたい人への期待に応えます。

生徒の「自立・自己実現」の支援	府立高校における支援教育の推進	「一人ひとりを大切にする」16ページを参照
府立支援学校の教育環境の充実	府立支援学校の教育環境の整備	
府立支援学校の教育環境の充実	府立視覚支援学校の教育環境の整備	
府立支援学校の教育環境の充実	通学時間の短縮に向けた通学バスの充実	
府立支援学校の教育環境の充実	たまがわタ イプ支援学校の整備	
府立支援学校の教育環境の充実	障がいのある生徒の就労支援	
府立高校における知的障がいのある生徒の学習機会の充実	自立支援推進校・共生推進校の整備	
小・中学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進	支援学級の充実	「一人ひとりを大切にする」17ページを参照
小・中学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進	通級指導教室の充実	
小・中学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進	小・中学校への看護師配置の促進	
府立支援学校のセンター的機能の発揮	府立支援学校教員の専門性の向上	
府立支援学校のセンター的機能の発揮	府立支援学校の校内体制の整備	
府立支援学校のセンター的機能の発揮	リーディングスタッフの活動を支援するための環境整備	
府立支援学校のセンター的機能の発揮	教育実践、教材教具等の共有	
一人ひとりのニーズに応じた支援教育の充実	「個別の教育支援計画」の作成・活用の推進	

私立幼稚園特別支援教育助成		特別支援教育の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るために、私立幼稚園に対し助成します。
学校体育の充実	体育授業の充実	体育授業の充実を図るために、「人材バンク」を整備し、体育専門学生などを小学校の体育授業等に派遣し、子どもの運動意欲及び運動能力を高めます。
学校体育の充実	運動部活動の活性化	学校や生徒のニーズに応じ、高い専門性を持った運動部活動外部指導者を派遣するとともに、運動部活動活性化マニュアルを作成し、その活用を通して運動部の活性化を図ります。
学校体育の充実	学校における体力向上の推進	学校現場に即した体力向上に関する実践事例集を作成し、その内容を全小・中・高・支援学校に周知します。
学校体育の充実	スポーツ大会の充実	小学生の体力を向上させるために、瞬発力・持久力等を高めるための運動種目（縄跳び等）を指定し、各学校で取り組むとともに、発表の場として中央大会を開催します。
学校体育の充実	トップアスリートとのふれあいの促進	「がんばりを応援」27ページを参照
学校・家庭・地域における健康・体力づくり	保護者と連携した基本的な生活習慣確立のための情報提供の推進	健康3原則(調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠)に関するポータルサイト、ニュースレター等を作成し、保護者へ情報を発信することで、朝食をとること、子どもと保護者が一緒に運動すること、早寝早起きすることなど、基本的な生活習慣の改善や健康・体力づくりに関する保護者の意識改革を図ります。あわせて基本的生活習慣の確立が落ち着いた学習環境づくり、学習活動への意欲・姿勢の醸成、子どもの学力向上につながることを周知します。
学校・家庭・地域における健康・体力づくり	健康教育・健康相談の充実	児童生徒が生涯にわたり健康で安全に生活できる資質や能力を身に付けることができるよう、保護者対象の講演会等へ医師等の専門家を派遣します。また、全ての学校で学校保健委員会を設置するとともに活性化を図り、学校での健康教育及び健康相談を充実します。
学校における食育の推進	栄養教諭による食育の推進	児童生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、栄養教諭の配置により、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行い、学校における食育を推進します。あわせて「3つの朝運動」の取組との連携を図ります。
学校における食育の推進	学校給食等の充実	学校における食育は、給食の時間を中心に、学校教育活動全体を通して体系的に行なうことが必要であるため、小・中・支援学校における「食に関する指導の全体計画」の策定を促進するとともに、関係教職員が連携し食育を推進します。また、地元農産物を教材として、食や農業に関する理解を深めたり、環境教育・国際理解教育など様々な観点を取り入れた食育を推進するために、中学校に学校給食等（スクールランチ含む）の導入を進めます。
健康体力づくり	喫煙防止教育	学校に喫煙防止教材の提供や保健師等の講師派遣、指導者研修、連携会議などにより、学校と連携した喫煙防止教育の普及に努めます。
健康体力づくり	公共施設の禁煙化状況調査	毎年、学校の禁煙化状況調査を実施し、世界禁煙デーにあわせ、結果をホームページ等で公表します。
授業力の向上と教職経験の少ない教員への指導・育成	校内OJTの充実や校内研修の体制づくり	首席、指導教諭（指導養護教諭、指導栄養教諭を含む）の全校配置に向け、これまでの配置効果を見極めながら、計画的に拡充します。 配置した首席や指導教諭を活用して授業研究を充実するなど校内研修やOJTを計画的に実施します。 なお、府立学校については、新たに設置する「育成支援チーム」の支援により、各学校のミドルリーダー（校長、准校長、教頭の下で、教職員集団をとりまとめる首席・指導教諭や中堅教員など）を育成し、OJTや校内研修の充実を図ります。 また、市町村に対して、市町村教育委員会が行う小・中学校への支援にあたり、府の取組のノウハウを提供するなどにより支援します。
授業力の向上と教職経験の少ない教員への指導・育成	教育センターの機能強化	経験の少ない教員をはじめとする教員全体の授業力アップや日常の教育活動におけるOJTの活性化及び校内研修体制の充実を図るために、教育センターにおけるカリキュラムセンター機能を強化します。 そのため、カリキュラムNAV i ブラザやカリナビ・ブランチをはじめとして、授業づくりに関する研究・相談・情報提供及び教職員の自主的・主体的な研修活動の奨励・支援の充実を図ります。 あわせて、平成23年度に開設予定の教育センター附属研究学校を活用し、教員全体の指導力の向上をめざします。
授業力の向上と教職経験の少ない教員への指導・育成	人事異動によるキャリア形成・能力向上	教員一人ひとりの資質向上や学校の活性化を図るために、人事異動や人事交流の充実を図ります。

授業力の向上と教職経験の少ない教員への指導・育成	評価育成システムの活用	評価・育成システムを活用して、授業などの職務遂行状況を的確に把握し、指導助言や面談を充実させ、教員一人ひとりの意欲や資質能力を高めます。また、評価結果を昇給及び勤勉手当の勤務成績の判定に活用します。
将来、管理職となる教員の養成	首席・指導主事への若手教育の登用	キャリア形成や能力向上が計画的に行われるよう、首席や指導主事への若手教員からの積極的な登用を図ります。
将来、管理職となる教員の養成	管理職として必要なキャリアの形成	管理職に必要な資質とスキルの向上及び若い世代からの管理職登用の促進を図るため、研修体系を再構築します。
将来、管理職となる教員の養成	民間人、退職校長や行政経験者からの管理職への登用	民間や行政などで培った柔軟な発想や企画力、組織経営の手腕を活かした、機動的・機能的な学校運営を進めるため、特別選考により民間人や地域人材、退職校長、行政経験者からの管理職を登用します。
将来、管理職となる教員の養成	若手教員から校長への登用	若手教員で、一定の条件を満たす者を公募のうえ、市町村教育委員会または府立学校長が推薦し、校長に抜擢する道を開きます。
熱意ある優秀な教員の確保	選考方法の工夫	幅広い識見や高い専門的知識を備えた人材を確保するとともに、教員としての資質や適格性をより的確に把握・評価できるよう模擬授業の実施など、選考方法を工夫し、熱意ある優秀な教員を確保します。
熱意ある優秀な教員の確保	意欲的な学生を教員採用試験受験に結びつける工夫	近畿圏以外の地域の学生を大阪府の受験につなげることで、受験者の拡大を行い、質の高い教員を確保するため、新たな府県で面接試験を実施するとともに、PR活動を充実し、受験者の確保につなげます。また、大阪で教員になりたいという高い志と情熱を持った優秀な人材に、早い段階で学校現場での教育活動に参加してもらうことで、実践力と教員としてのやりがいを感じてもらうとともに、意欲的な学生を大阪府の教員採用選考テスト受験につなげるため、「大阪教志セミナー」を拡充し、継続的に実施します。
「がんばっている」教員への応援	評価育成システムの活用	評価・育成システムを日々の指導・育成に活用し、教職員の意欲・資質能力を高めます。また、評価結果を昇給及び勤勉手当の勤務成績の判定に活用するとともに、人事における各段階の任用の要件とすることで、「がんばっている」教職員がさらに意欲的に取り組むことができるよう支援します。
「がんばっている」教員への応援	新たな研修制度の創設	教育への使命感の高揚とがんばったことへの達成感の醸成を図るため、がんばっている教員に対し、新たな研修制度を創設するとともに、国が主催する研修等への派遣を行います。
「がんばっている」教員への応援	優秀教職員表彰制度の充実	教職員の優れた実践を顕彰することを通じて教職員の活躍を広く周知し、教職員の意欲、資質能力の向上に資するとともに、さらなる活躍に期待し、学校の活性化を図ります。また、優秀教職員等表彰を受賞した者については、受賞後の活躍の状況等を踏まえつつ、文部科学大臣「優秀教員表彰」にも推薦します。
指導が不適切な教員への対応	指導が不適切な教員への対応のシステムの厳格な運用	指導が不適切な教員に早期に適切な対応を行うため、府教育委員会に設置した「教員評価支援チーム」と教育センター・市町村教育委員会等が連携して学校訪問・授業視察を行います。改善が見られない場合は、府教育委員会が「指導が不適切である」教員と認定し、指導改善研修を実施する。1年後、改善が見られない場合は、府教育委員会が免職その他の措置を実施します。なお、新規採用教員については、指導・育成を図るとともに、条件附採用期間制度の趣旨を踏まえ厳格に対応します。
府立学校の組織的な運営と自立的取組の支援	予算面、人事面での校長の裁量権の拡大	校長がリーダーシップを一層発揮し、自校の実情や課題に応じた、校長の裁量に基づく教育活動等を拡充できるよう、予算面での校長裁量権を拡大します。また、校長の掲げる学校経営ビジョンの実現や学校の自立的取組をより一層支援するため、TRYシステムの充実など、人事面での校長裁量権を拡大します。あわせて、各学校の教育目標に合致した特技、得意分野をもった人材が確保できるよう、特得システムへの登録者を増やします。
府立学校の組織的な運営と自立的取組の支援	府立学校経営研究発表大会の開催	校長・教職員の意欲向上、学校の活性化による府立学校教育の充実を図るために、府立学校経営研究発表大会を開催し、日頃から意欲的に学校経営を進めている校長等に、自校の意欲的な取組や政策提言等について発表の場を与え、顕彰するとともに成果の共有を図ります。

府立学校の組織的な運営と自立的取組の支援	チームによる支援	校長・准校長・教職員の学校経営力、課題対応力等を向上させ、学校の課題解決を図るために、府教育委員会での学校経営支援チームの機能を拡充し、課題に応じた3つのチーム（診断支援チーム、育成支援チーム、解決支援チーム）を設置します。 なお、市町村に対しても、市町村教育委員会が行う小・中学校への支援にあたり、府の取組のノウハウを提供するなどにより支援します。
府立学校の組織的な運営と自立的取組の支援	授業力の向上	府立学校全体の授業力を向上するため、診断支援チームの支援を得ながら、各府立学校において授業評価軸を策定し、全府立学校に授業評価を導入します。
府立学校の組織的な運営と自立的取組の支援	家庭・地域と連携した取組への支援	学校が家庭・地域と連携した取組を進めるため、学校のビジョン、教育目標や、「学校教育自己診断」の結果、あるいは「学校協議会」の提言内容等の「学校評価」情報を、効果的に発信できるよう学校を支援します。 また「学校協議会フォーラム」等を開催することにより、学校評価活動への理解を深め、学校の応援団としての「学校協議会」の活性化を図ります。
校務の効率化	ICT化の推進 (府立学校)	府立学校で展開されている現行ネットワークを再構築し、校務の情報化や児童生徒に関する成績や学習状況等の教員間での共有化を図ることで、教員の事務負担の軽減を図ります。 あわせて、教員の指導力向上や教材・指導方法の共有化により、生徒の情報活用能力の向上やICTを活用した「わかる授業」の実現をめざします。
校務の効率化	教職員の業務負担の軽減	教員が子どもたちと向き合う時間を確保するために設置している「教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチーム」において、学校に対する通知や調査などの文書量のさらなる縮減、学校運営改善促進事業の推進、校務分掌の適正化、校務の処理方法の見直しなど、学校における業務の見直しや効果的な施策の検討を行い、多忙化解消に向けた取組を進めます。
校務の効率化	授業料等滞納対策に関する体制の整備	授業料等滞納者に対する滞納対策を効果的・効率的に行うため、これまでの納入指導に加え、悪質なケースについては法的措置を含めた取組を実施し、授業料等の滞納解消を図ります。 なお、法的措置については、府教育委員会事務局が一元的に対応します。
子どもの成長過程に応じた教育の充実	志や夢をはぐくむ取組の推進	「豊かな心を育む」31ページを参照
子どもの成長過程に応じた教育の充実	道徳教育の充実	
子どもの成長過程に応じた教育の充実	キャリア教育の推進	子どもたちに自立した大人として生きていく力を身に付けるため、関係部局や商工会議所等と連携して、小学校から発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進します。 府内の中学校区から「キャリア教育推進地域」をモデル的に指定し、小・中学校間で連携したカリキュラムを開発し、他地域に普及します。また、先進的にキャリア教育を取り組む府立高校をキャリア教育推進研究校に指定し、生徒を正規雇用に導くため、効果的な取組の情報を発信するなど、就職・就学支援を充実します。
子どもの成長過程に応じた教育の充実	専修学校との連携	専修学校との連携を進め、様々な進路希望を持つ生徒に対して、多様な進路に関する情報を提供することにより、生徒が各分野の職業に対する理解を深め、進路を選択する力や、卒業後に主体的に生きる力をはぐくみます。また、最新技術の一端にふれたり、資格を取得する等、府立高校で体験できない学習機会を増やすことにより、学習意欲を高めます。
読書活動の推進	子どもの発達段階に応じた読書活動の推進	「豊かな心を育む」32ページを参照
今日的な課題に対応した教育の推進	情報教育の推進	全小・中学校で、情報機器を活用した授業やメディアリテラシー、情報モラル等の授業を実施し、子どもたちに「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」といった情報活用能力を身につけさせます。そのため、教員研修等を通して、教員の授業におけるコンピューター活用能力を向上させます。 府立高校では、授業におけるコンピューター活用を推進するため、新たな情報機器の導入を図るとともに、活用するための教育用コンテンツ等の開発を行なっています。 府立支援学校では、自立と社会参加の観点から、障がいの状況に応じた入力支援機器等の整備をさらに進めるとともに、それらの活用方法等にかかる教員研修を充実し、幼児・児童生徒の情報活用能力の向上を図ります。

今日的な課題に対応した教育の推進	法教育の推進	小・中学校の社会科、特別活動、総合的な学習の時間等において、法教育推進のための指導事例集を活用し、自分たちの身のまわりで起こる様々な問題を題材にして法やルールの背景にある価値観を理解し、法的なものの考え方を身に付けさせる取組を実施します。 また、府立高校においても法意識や規範意識を高め、公正に事実を認識し、判断できる能力をはぐくむため、法教育を推進します。
------------------	--------	--

【家庭や地域の教育力の充実】

教育コミュニティづくりの主体的な推進	学校を支援する取組の推進	
教育コミュニティづくりの主体的な推進	子どもたちの生活リズムの確立に向けた取組の推進	
教育コミュニティづくりの主体的な推進	地域活動におけるPDCAサイクルのC(評価)、A(改善)の定着・促進	「いきいき子育て」4ページを参照
教育コミュニティづくりの主体的な推進	地域活動に関わる人・団体等の「つなぎ役」の育成を促進	
教育コミュニティづくりの主体的な推進	多様な活動団体（NPO・企業等）との連携を促進	
教育コミュニティづくりの主体的な推進	大阪「こころの再生」パートナー協定制度の推進	
生きる力をはぐくむ体験活動や読書活動の推進	放課後等の子どもたちの体験活動や学習活動等の場づくり	「一人ひとりを大切にする」12ページを参照
トップアスリート小学校ふれあい事業		府内小学校にトップアスリートを派遣しふれあいを通じて、小学生がスポーツの素晴らしさや感動を共有できること、また夢や希望を与え、運動・スポーツに親しむ態度や習慣を身につけることを目的とします。
学校体育の充実	トップアスリートとのふれあいの促進	小学校に在阪のトップチームの選手・指導者(プロ含む)を派遣し、子どもたちとのふれあいを通じて、子ども、保護者、そして社会全体の運動・教育に関する意識を高めるとともに、子どもたちの夢やあこがれをはぐくみます。今後、中学校への派遣についても検討します。
総合型地域スポーツクラブ促進事業		府内市町村の総合型地域スポーツクラブ育成を促進するため、門真スポーツセンターを広域スポーツセンターとして指定し、クラブの創設や運営段階における支援を行います。
人材養成及び派遣事業		生涯スポーツ社会づくりを目指し、ボランティアや指導者の資質向上を図るために、府に登録しているボランティアを対象に研修会の開催やイベントへの派遣などを実施するとともに、指導者養成のための研修会を実施します。
スポーツ観戦優待事業		次代を担う子どもたちが、生涯を通じてスポーツを楽しむことができるようトップスポーツに触れる機会を提供するため、府内のチーム・団体の協力により、主催試合に優待します。
キッズスポーツフェスティバル		大阪スポーツ王国加盟チームが一堂に会し、トップアスリート、コーチが直接指導することにより、子供たちに触れ合いを通じ、「夢」・「感動」を与えるとともに、「挑戦する気持ち」を育み、身体を動かすきっかけづくりとなることを目的とします。

食育推進プロジェクト事業	「いきいき子育て」6ページを参照
食育推進事業	
大阪府中央卸売市場食育推進事業	

【生徒指導上の課題への対応の充実】

小・中学校に対するチーム支援	子ども支援 チームの活動の充実	「一人ひとりを大切にする」9ページを参照
小・中学校に対するチーム支援	学校支援 チームの活動の充実	
小・中学校に対するチーム支援	市町村独自の問題解決チームへの支援及び育成	
生徒の「自立・自己実現」の支援	生徒支援体制の充実	
生徒の「自立・自己実現」の支援	中退防止の取組	
生徒指導の充実	子どもたちの自主的・主体的な活動の創造や充実	府全体の生徒会で取り組む目標を設定し、その過程を通して、生徒自らがルールを作り、そのルールを守るという自主的・主体的な姿勢をはぐくむために「中学校生徒会サミット」を実施します。中学校で生徒会を中心に取り組んでいることの情報交換や、知事や教育長等との意見交換の場を設けます。あわせて、その成果を発信し、府域での生徒会活動の活性化の気運を高めます。
生徒指導の充実	児童生徒への指導・支援体制の充実	「一人ひとりを大切にする」9ページを参照
生徒指導の充実	不登校の未然防止や学校復帰のための支援の推進	「一人ひとりを大切にする」10ページを参照
生徒指導の充実	いじめ・暴力行為等生徒指導上の課題対応と子ども自身の問題解決力の育成	
生徒指導の充実	携帯電話等の課題に対する総合的な対策の推進	

【教育費負担の軽減】

生徒の「自立・自己実現」の支援	奨学金指導・支援の充実	総合相談事業交付金を活用して、市町村が実施する奨学金の活用など進路に関する相談事業を効果的に行えるよう、相談員研修の実施や相談事例の共有化等の支援を行います。 府立学校については、奨学金担当教職員に対する研修の実施など、奨学金指導に対する支援を行います。 また、滞納防止と返還意識を醸成するための教育の充実を図ります。
私立高等学校等就学支援策の推進		国の経済対策による交付金を活用した修学支援策を講じるとともに、今後、国の公立高校授業料実質無償化の動向を踏まえ、私立高校等の修学支援策を検討します。
大阪府育英会奨学金事業の推進		向学心に富みながら経済的理由で修学を断念することのないよう、(財)大阪府育英会を通じて、高校生等に奨学金等の貸付を行うことで、教育の機会均等を保障します。

【子どもの居場所づくり】

府立大型児童館「ビッグバン」の運営	「一人ひとりを大切にする」12ページを参照
民間児童厚生施設等活動推進事業	
府営公園の整備	府営公園の整備を進め、緑地面積および青少年育成の場を確保します。
企業との連携による冒険の森づくり事業	企業が主体となって実施する、森林を利用した「冒険の森づくり」の取組に対し、プログラムの提供、活動場所のあっせん、安全施設用の資材提供などの支援を行います。

■援護を要する子ども・保護者への支援

【在日外国人と援護を要する帰国者の子ども等への支援】

国際理解教育の推進	「一人ひとりを大切にする」10ページを参照
-----------	-----------------------

基本方向Ⅱ	子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり
子どもの将来像	チャレンジする子ども
子育て目標	豊かな心を育む

■教育環境の整備

【幼児教育の推進】

事業名	事業内容
就学前教育の充実	「がんばりを応援」21ページを参照
幼稚園教育課程研究集会・就学前人権研修・幼小連携研修等	「いきいき子育て」5ページを参照
施設職員現任訓練事業費	
認定こども園普及促進	

【学校教育の推進】

家庭、地域と連携した学習機会、教育内容の充実	地域と連携したものづくり教育や体験活動等の推進	「がんばりを応援」22ページを参照
------------------------	-------------------------	-------------------

【家庭や地域の教育力の充実】

教育コミュニティづくりの主体的な推進	学校を支援する取組の推進	
教育コミュニティづくりの主体的な推進	子どもたちの生活リズムの確立に向けた取組の推進	
教育コミュニティづくりの主体的な推進	地域活動におけるPDCAサイクルのC(評価)、A(改善)の定着・促進	「いきいき子育て」4ページを参照
教育コミュニティづくりの主体的な推進	地域活動に関わる人・団体等の「つなぎ役」の育成を促進	
教育コミュニティづくりの主体的な推進	多様な活動団体(NPO・企業等)との連携を促進	
教育コミュニティづくりの主体的な推進	大阪「こころの再生」パートナー協定制度の推進	

生きる力をはぐくむ体験活動や読書活動の推進	放課後等の子どもたちの体験活動や学習活動等の場づくり	「一人ひとりを大切にする」12ページを参照
今日的な課題に対応した教育の推進	環境教育の推進	「豊かな心を育む」33ページを参照
環境教育推進事業	環境学習の推進	環境農林水産総合研究所の各研究機関において、小中学生を対象に環境・農林・水産それぞれの分野の特色を活かした環境教室、体験型イベント等を実施します。
環境教育推進事業	「こどもエコクラブ」サポーター等支援講習	地域における子ども達の環境保全活動の充実を図るために、こども達の指導的役割を担う「こどもエコクラブ」サポーターや学校教員等を対象に環境活動に関する知識・技能の向上を図る講習会を開催します。
今日的な課題に対応した教育の推進	小学校等の運動場の芝生化の推進	
公立小学校の運動場の芝生化の推進		「いきいき子育て」3ページを参照
みどりづくり推進事業（校庭の芝生化分）		
トップアスリート小学校ふれあい事業		
学校体育の充実	トップアスリートとのふれあいの促進	
総合型地域スポーツクラブ促進事業		「がんばりを応援」27ページを参照
人材養成及び派遣事業		
スポーツ観戦優待事業		
キッズスポーツフェスティバル		

【豊かな人間性を育む仕組みづくり】

子どもの成長過程に応じた教育の充実	志や夢をはぐくむ取組の推進	カリキュラム等を開発し、副読本（ワークシート）・DVD等の教材を作成して、豊かな情操や人間性、夢や理想の実現に向かって生きる力、志を持って自立していくために必要な能力、社会に寄与する態度等を、子どもの成長過程に応じて育成します。
子どもの成長過程に応じた教育の充実	道徳教育の充実	学習指導要領の趣旨及び子どもたちや学校、家庭、地域等の実態を踏まえ、創意工夫を生かした道徳教育を推進するための実践研究を行い、その成果を普及します。また、「志や夢をはぐくむ取組みの推進」において作成する副教材を道徳教育に活用します。さらに、管理職、教員、初任者、指導主事、道徳教育推進教師などの研修を実施します。
子どもの成長過程に応じた教育の充実	キャリア教育の推進	
子どもの成長過程に応じた教育の充実	専修学校との連携	「がんばりを応援」26ページを参照

人権教育の推進		「一人ひとりを大切にする」10ページを参照
障がい者理解教育の推進		
国際理解教育の推進		
福祉教育の推進		
読書活動の推進	子どもの発達段階に応じた読書活動の推進	読書が好きな子どもを増やし、子どもの「学ぶ力」の基礎の確立につなげるため、学校・家庭・地域が連携して、発達段階に応じた読書環境づくりを推進します。
読書活動の推進	読書活動に結びつく実体験（自然体験等）の推進	子どもたちが、読書の必要性と楽しみ方を新たに発見できるよう、読書活動に結びつく実体験（自然体験等）活動の普及に向けた取組を進めます。
社会全体で「こころ」をはぐくむ取組みの推進	「こころの再生」府民運動の推進	子どもをめぐる痛ましい事件が多発する中、大人も子どもも今一度、「生命を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、時代や社会がどのように変化しても決して忘れてはならない大切な「こころ」を見つめなおし、毎日の暮らしの中できることから実践を呼びかける取組を推進します。平成18年度から27年度までの10年間にわたり運動を展開することとしています。 特に学校、地域を核として、「あいさつOSAKA～（O）おはよう、（S）さよなら、（A）ありがとう（K）こころの（A）握手～」をあい言葉に、「あいさつキャラバン隊」「あいさつキッズ」など「あいさつ」を中心とした取組を推進します。
歴史・文化等に関する教育の充実	文化財と府立博物館の有効活用	「出かける博物館」事業として、小・中・高校等に対する出前授業や教員向け研修会等における講演、教材としての文化財資料パッケージの貸し出し、文化財をめぐる校外学習の実施等、文化財と府立博物館の学校教育における有効活用を図ることで、地域社会に結びついた学びや実物にふれる学びを実現します。
歴史・文化等に関する教育の充実	世界遺産の登録に向けた取組みの推進	仁徳陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群と応神陵古墳をはじめとする古市古墳群は、平成20年度、わが国の世界遺産暫定一覧表記載文化遺産とすることが決定した重要な歴史的資産であります。今後、百舌鳥・古市古墳群のもつ顕著な普遍的価値の証明等、登録に向けた取組を進めるとともに、大阪の文化財の代表として学校教育への活用を図ります。
歴史・文化等に関する教育の充実	文化・芸術にふれる機会の拡大	子どもたちが歴史や文化・芸術にふれる機会を広げるとともに、芸術を愛好する心情を育て、心豊かな人格形成を図ります。
芸術文化振興補助金		文化を通じた次世代育成を図るために、芸術文化団体が自主的に行う次世代育成に資する公演事業等に対し、補助金を交付します。
音楽指導事業		中学生や高校生に合奏指導などを行うために、派遣音楽指導事業や管・打楽器講習会、ミュージック・キャンプを行います。
生徒指導の充実	子どもの自主的・主体的な活動の創造や充実	「がんばりを応援」28ページを参照
生徒指導の充実	児童生徒への指導・支援体制の充実	「一人ひとりを大切にする」9ページを参照
生徒指導の充実	不登校の未然防止や学校復帰のための支援の推進	「一人ひとりを大切にする」10ページを参照

生徒指導の充実	いじめ・暴力行為等生徒指導上の課題対応と子ども自身の問題解決力の育成		「一人ひとりを大切にする」10ページを参照
生徒指導の充実	携帯電話等の課題に対する総合的な対策の推進		
今日的な課題に対応した教育の推進	環境教育の推進		環境に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術を学習し、体験的な学習等を通して、社会の一員として、地球規模で生じている環境問題（地球温暖化、水質・大気汚染、天然資源、ゴミ・リサイクル、エネルギー等）の解決に自発的に行動する意欲や態度をはぐくむため、関係部局と連携して、すべての教科に関する教科横断型の環境教育を推進します。
今日的な課題に対応した教育の推進	情報教育の推進		「がんばりを応援」26ページを参照
今日的な課題に対応した教育の推進	法教育の推進		「がんばりを応援」27ページを参照
様々な体験活動機会の提供			府立海洋センターの運営を通じて、府内の子どもたちにカヌー等の体験活動の場を提供するとともに、府内の青少年育成団体と連携して、様々な体験活動の機会を提供します。

【子どもの居場所づくり】

府立大型児童館ビッグバンの運営		「一人ひとりを大切にする」12ページを参照
民間児童厚生施設等活動推進事業		
府営公園の整備		「がんばりを応援」29ページを参照
企業との連携による冒険の森づくり事業		

【学校における人権教育等の推進】

人権教育の推進		
障がい者理解教育の推進		
国際理解教育の推進		「一人ひとりを大切にする」10ページを参照
福祉教育の推進		

基本方向Ⅲ	青少年が自立した個人として、夢と創造性を育むことができる社会づくり
子どもの将来像	自立し未来を担う子ども
子育て目標	自ら決める力を養う

■若者の自立支援・就職支援

【学校教育の推進】

事 業 名	事 業 内 容
特色づくり・再編整備の成果と課題を踏まえた府立高校の充実	新たな専門学科や専門コースの設置
特色づくり・再編整備の成果と課題を踏まえた府立高校の充実	教育センター附属研究学校の設置
特色づくり・再編整備の成果と課題を踏まえた府立高校の充実	特色づくり・再編整備校への支援方策の充実
幅広い教育ニーズに応える教育内容の充実	学校の個性化推進 「がんばりを応援」22ページを参照
幅広い教育ニーズに応える教育内容の充実	土曜日等の補習・講習の支援
幅広い教育ニーズに応える教育内容の充実	高大連携の推進
幅広い教育ニーズに応える教育内容の充実	定時制・通信制の活性化

【職業教育の推進】

家庭・地域と連携した学習機会、教育内容の充実	地域と連携したもののづくり教育や体験活動等の推進 「がんばりを応援」22ページを参照
幅広い教育ニーズに応える教育内容の充実	もののづくり教育をはじめとした産業教育の活性化
子どもの成長過程に応じた教育の充実	キャリア教育の推進 「がんばりを応援」26ページを参照
子どもの成長過程に応じた教育の充実	専修学校との連携

公共建築設計コンクール 「あすなろ夢建築」事業	小規模な公共建築物を題材として、府内高校生・専修学校生等からアイディアを公募し、最優秀作品に選定された作品の提案趣旨を生かして事業化を図ることによって、府民に親しまれる公共建築づくりの推進とともに、青少年に夢を与え、将来の建築技術者となる青少年の育成を図ります。
多様な進路から自分の進路を見つけるための取組みの推進	高校生が将来の仕事や夢について、具体的に考えるために、高校と専修学校、民間企業が連携して、職業人と交流するワークショップ等の機会を体系的・継続的に提供します。
専修学校における、社会に接続可能な「出口の見える」教育の推進	自分の進路を主体的に考える生徒に、社会に接続可能な「出口の見える」教育を提供するため、専修学校における「産学接続コース」を多様な分野で充実させます。

【障がい児の就労支援・障がい者の雇用促進】

府立支援学校の教育環境の充実	障がいのある生徒の就労支援	「一人ひとりを大切にする」17ページを参照
府立支援学校の教育環境の充実	たまがわタ イプ支援学校の整備	
障がい者雇用促進センターの運営	施策の情報提供や職域開拓等の相談・助言、また、特例子会社の設立についてのサポートを行い、障がい者雇用に取り組む企業を支援します。	
大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）の運用	府と取引関係にある事業主に対して、法定雇用率の達成を働きかけるとともに、障害者雇用促進基金（大阪ハートフル基金）の設置などにより、企業の取組を支援し、障がい者雇用を促進します。	
障がい者雇用に積極的な事業所に対する顕彰（大阪府ハートフル企業顕彰制度）	障がい者雇用に関する様々な貢献活動を評価・顕彰し、その取組や活動を府民に広くPRを行います。	
府内職場実習の受入れ	福祉施設利用者及び支援学校等の生徒を対象とした府庁での事務作業を通じた職場実習を実施します。	
障がい者一人ひとりに対するきめ細やかな支援（障がい者就労サポート事業）	福祉施設等を利用する障がい者のうち、就労を希望する方を登録し、個々人ごとに支援計画を策定し、障がい者のニーズに沿った実習、雇用先企業を開拓するとともに、就労から職場定着までの一貫した人的支援を行います。また、就労移行支援事業所の就労支援員を対象とした人材養成研修を企画、実施します。	
障がい者就業・生活支援の拠点づくりの推進（障害者就業・生活支援センター事業）	障がい者の就労支援及びこれに伴う生活支援を一体的に提供することにより、障がい者の職業生活における自立を図ります。	
ITを活用した在宅就労の促進（障がい者テレワーク推進事業）	通勤が困難な障がい者にとって、ITを活用した在宅就労は有効な働き方であることから、テレワーカーの養成訓練及び訓練修了後のIT業務の分配や技術的支援等のサポートを行い、在宅障がい者のテレワーク就労の促進を図ります。	
民間と連携した取組みの推進（大阪府障がい者就労サポートカンパニー）	障がい者就労を応援する企業を募集し、職場実習機会の提供などの取組を推進します。	

■若者を取り巻く環境整備

【有害情報等の規制】

生徒指導の充実	携帯電話等の課題に対する総合的な対策の推進	「一人ひとりを大切にする」10ページを参照
青少年が安全・安心にインターネットを利用できる環境の整備		青少年が安全、安心してインターネットを利用できる環境の整備を進めため、フィルタリングの普及啓発を図るとともに、インターネットカフェ等における導入を促進します。また、メディアリテラシー教育を推進します。
青少年の夜間外出への対応		夜間立入り規制施設に対する立入り調査や関係機関等との連携による深夜徘徊防止パトロールの強化を図ります。また、事業者や保護者を対象とした意識啓発を進めます。

■青少年を総合的に支援する仕組みづくり

【生徒指導上の課題への対応の充実】

生徒の「自立・自己実現」の支援	生徒支援体制の充実	「一人ひとりを大切にする」9ページを参照
生徒の「自立・自己実現」の支援	中退防止の取組	
生徒指導の充実	子どもたちの自主的・主体的活動の創造や充実	「がんばりを応援」28ページを参照
生徒指導の充実	児童生徒への指導・支援体制の充実	「一人ひとりを大切にする」9ページを参照
生徒指導の充実	不登校の未然防止や学校復帰のための支援の推進	「一人ひとりを大切にする」10ページを参照
生徒指導の充実	いじめ・暴力行為等生徒指導上の課題対応と子ども自身の問題解決力の育成	「一人ひとりを大切にする」10ページを参照
ひきこもり等要支援児童バックアップ強化事業		「一人ひとりを大切にする」12ページを参照
ひきこもり・不登校児童福祉対策事業		

【豊かな人間性を育む仕組みづくり】

子どもの成長 過程に応じた 教育の充実	志や夢をは ぐくむ取組 の推進	「豊かな心を育む」31ページを参照
スポーツ観戦優待事業		
トップアスリート小学校ふ れあい事業		
キッズスポーツフェスティ バル		「がんばりを応援」27ページを参照
総合型地域スポーツクラブ 促進事業		
人材養成及び派遣事業		
様々な体験活動機会の提供		「豊かな心を育む」33ページを参照

基本方向Ⅲ	青少年が自立した個人として、夢と創造性を育むことができる社会づくり
子どもの将来像	自立し未来を担う子ども
子育て目標	自立し、次代を担う大人へ

■若者の自立支援・就職支援

【学校教育の推進】

事業名	事業内容
幅広い教育ニーズに応える教育内容の充実	ものづくり教育をはじめとした産業教育の活性化 「がんばりを応援」22ページを参照

【若者の就職支援】

JOBカフェOSAKA事業	JOBカフェOSAKAにおいて、求職者の状況に応じた就職活動のアドバイスからカウンセリング、各種情報提供、就職セミナー、正社員を中心とした求人による職業紹介など、一貫したサポート体制によって、正社員を目指す若者を支援します。
ニートサポート事業	ニート状態にある若者の職業的自立に向け、臨床心理士等によるカウンセリングや、就労訓練・体験を通じて就労意欲の涵養を図り、自ら就職活動ができるよう支援します。
若年者を対象とした職業能力開発	技専校による年長フリーター（34歳以下）を対象とする職業訓練を実施することにより、企業が求める職業能力を身につけることを支援します。
大阪府デュアルシステム訓練	概ね40歳未満の求職者に対し、民間教育訓練機関での訓練と企業等での職場実習を組み合わせた職業訓練を実施します。

【障がい児の就労支援・障がい者の雇用促進】

府立支援学校の教育環境の充実	障がいのある生徒の就労支援	「一人ひとりを大切にする」17ページを参照
府立支援学校の教育環境の充実	たまがわタ イプ支援学校の整備	
障がい者雇用促進センターの運営		
大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）の運用		
障がい者雇用に積極的な事業所に対する顕彰（大阪府ハートフル企業顕彰制度）		
府内職場実習の受入れ		
障がい者一人ひとりに対するきめ細やかな支援		

【社会的養護の拡充】

身元保証人確保対策事業	児童福祉施設等を退所する児童の自立を支援するため、施設長等が身元保証人となる場合の負担軽減を図ります。
児童福祉施設退所児童への自立支援事業	児童福祉施設等を退所する児童に対して、社会的に自立した地域生活を継続的に営むことができるようきめ細かな支援を実施します。
児童自立生活援助事業	施設を退所した子どもなど要支援児童の福祉と自立を促進するため、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）など、要支援児童の自立支援事業を実施します。
府立子どもライフサポートセンターの運営	家庭環境等の理由から、心理的・社会的に自立困難なひきこもり傾向にある子どもを対象に、福祉、教育、労働が連携し、生活支援、学習支援、職業支援や心理的サポートを一体的に提供し、児童の自立を支援するための施設として、子どもライフサポートセンターの運営を行います。

■青少年を総合的に支援する仕組みづくり

【地域支援ネットワークの整備】

社会的自立に困難を抱える青少年の社会参加等の支援	ニートやひきこもり等、社会的自立に困難を抱える青少年に対して、地域で支援するためのネットワークづくり促進する。また、地域の自治会館や青少年会館等の既存施設を青少年が安心して過ごせる居場所として活用します。
--------------------------	--

【豊かな人間性を育む仕組みづくり】

子どもの成長過程に応じた教育の充実	道徳教育の充実	「豊かな心を育む」31ページを参照
人権教育の推進		
障がい者理解教育の推進		
国際理解教育の推進		
福祉教育の推進		
社会全体で「こころ」をはぐくむ取組みの推進	「こころの再生」府民運動の推進	「豊かな心を育む」32ページを参照
今日的な課題に対応した教育の推進	環境教育の推進	「豊かな心を育む」33ページを参照
今日的な課題に対応した教育の推進	情報教育の推進	「がんばりを応援」26ページを参照
今日的な課題に対応した教育の推進	法教育の推進	「がんばりを応援」27ページを参照

【非行など問題行動を防ぐ施策の推進】

小学校高学年等に対する非行防止・犯罪被害防止教室の推進	
少年非行問題に関する関係機関・団体とのネットワークによる非行防止活動の推進	
地域社会が一体となった非行防止対策の推進	
地域と連携した少年非行問題解決活動の推進	「一人ひとりを大切にする」12ページを参照
少年柔剣道の活動を通じた少年健全育成の推進	
少年補導センターの設置促進	
少年サポートセンター等における非行防止活動の推進	
福祉犯の取締りの強化	「一人ひとりを大切にする」13ページを参照
再非行防止に向けた少年の立直り支援活動の推進	
子ども家庭センターによる非行防止立ち直り支援	「一人ひとりを大切にする」12ページを参照
府立修徳学院の運営・機能強化	
覚せい剤等薬物乱用防止対策事業	「一人ひとりを大切にする」13ページを参照